

1 第二次福山市環境基本計画進捗状況

(1) 環境指標の進捗状況

【達成状況の評価について】					
	目標を達成する見通しである		目標達成に向けて進捗が少し遅れている		目標を達成できそうにない(取組の改善が必要)
	目標を達成する見通しである		目標達成に向けて進捗が少し遅れている		目標を達成できそうにない(取組の改善が必要)

基本目標1 脱炭素社会の構築(気候変動対策)

ア 温室効果ガスの排出抑制

環境指標	<基準年度>	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
温室効果ガス 排出量	計画目標	28,345 千t-CO ₂ (2013年度)	31%削減	
	中期目標		39%削減 (2030年度)	
温室効果ガス 排出量 (部門別)	産業部門	24,922 千t-CO ₂ (2013年度)	15,451 千t-CO ₂ (38%削減) (2030年度)	
	業務その他部門	709 千t-CO ₂ (2013年度)	347 千t-CO ₂ (51%削減) (2030年度)	
	家庭部門	920 千t-CO ₂ (2013年度)	313 千t-CO ₂ (66%削減) (2030年度)	
	運輸部門	1,122 千t-CO ₂ (2013年度)	729 千t-CO ₂ (35%削減) (2030年度)	
	エネルギー転換部 門	229 千t-CO ₂ (2013年度)	122 千t-CO ₂ (47%削減) (2030年度)	
	廃棄物分野	281 千t-CO ₂ (2013年度)	239 千t-CO ₂ (15%削減) (2030年度)	

環境指標	<基準年度> 2028年度 (令和10年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)		2024年度 (令和6年度) 実績値	達成状況
		実績値			
温室効果ガス 排出量 (部門別)	メタン	16 千t-CO ₂ (2013年度)	15 千t-CO ₂ (6%削減) (2030年度)	23 千t-CO ₂ (44%増加) (2021年度)	
	一酸化二窒素	30 千t-CO ₂ (2013年度)	25 千t-CO ₂ (17%削減) (2030年度)	27 千t-CO ₂ (10%削減) (2021年度)	
	代替フロンなど4ガス	116 千t-CO ₂ (2013年度)	57 千t-CO ₂ (51%削減) (2030年度)	164 千t-CO ₂ (41%増加) (2021年度)	
再生可能エネルギー発電設備導入容量	中期目標	254MW (2021年度)	1,034MW (2030年度)	276MW (2023年度)	

イ 低炭素型のまちづくりの推進

環境指標	<基準年度> 2021年度 (令和3年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)		2024年度 (令和6年度) 実績値	達成状況
		実績値			
(参考) 公共交通機関利用者数	15,509千人/年	19,562人/年 (現状維持)	17,742千人/年		
(参考)森林における 二酸化炭素吸収量	48.8千t-CO ₂ /年	39.6千t-CO ₂ /年 (2030年度)	55.2千t-CO ₂ /年		

ウ 気候変動による影響への適応

環境指標	<基準年度> 2021年度 (平成3年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)		2024年度 (令和6年度) 実績値	達成状況
		実績値			
都市浸水対策達成率*	55.1%	58.7%	55.3%		

*都市浸水対策達成率…整備済面積／市街地で雨水対策が必要な面積

基本目標 2 循環型社会の構築

ア 3Rの推進

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
ごみ排出量	総量	145,378t/年	142,000t/年* (2025年度)	135,191t/年
	1人1日当たり	867g/人・日	842g/人・日* (2025年度)	817g/人・日
リサイクル率	44.1%	19.0%* (2025年度)	18.8%	

イ 廃棄物の適正処理

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
監視パトロール実施件数	60回/年	96回/年	107回/年	
不法投棄通報件数	68件/年	50件/年	70件/年	

ウ 廃棄物処理体制の確保

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
最終処分量	15,169t/年*2	5,900t/年*1 (2025年度)	4,007t/年	

*1)「福山市一般廃棄物処理基本計画」の数値目標。目標年度は、2026年度(令和8年度)。

*2) 最終処分量は、町内清掃土等を含まない数値としています。なお、「第二次福山市環境基本計画」における基準年度の数値(22,676 t/年)は、町内清掃土等を含んでいます。

基本目標 3 地域環境の保全

ア 生活環境の保全

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
PM2.5の 環境基準達成率	100%	100%	100%	
光化学オキシダント濃度*1	0.078ppm	0.066ppm	0.078ppm	
BOD(河川)の 環境基準達成率	62%	100%	69%	
汚水処理人口普及率*3	87.1%	89.4%*2 (2025年度)	88.2%	

*1)各測定局の日最高8時間値の年間99パーセンタイル値の3年移動平均値

*2)「福山市上下水道事業中長期ビジョン(経営目標)」の数値目標。目標年度は、2025年度(令和7年度)。

*3)汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷住民基本台帳人口×100

汚水処理人口＝下水道処理人口+漁業集落整備人口+合併処理浄化槽処理人口

イ 快適な住環境の形成

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
環境美化に対する満足度	32.4%	42.0%	32.4% (2022年度)	

*)2022年度実施したアンケート調査結果より

基本目標 4 自然共生社会の構築

ア 生物多様性の保全

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
生物多様性の保全に関心を持っている人の割合	21.2%	31%	21.2% (2022年度)	

イ 里山・里地・里海の保全

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
里山里地地域指定数	6地域	9地域*1	8地域	
森林有効利用対策	9.46ha/年	20ha/年	9.56ha/年	

*1)「福山市農業振興ビジョン」の数値目標

基本目標 5 持続可能な社会を担う人づくり

ア 環境学習・環境教育、環境啓発の推進

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
環境問題に关心を持っている人の割合	市民	91.0%	95.0%	91.0% (2022年度) 
	小学生	84.0%	90.0%	84.0% (2022年度) 
環境講座参加者数	5,486人/年	10,600人/年	10,700人/年	

イ 環境コミュニケーションの推進

環境指標	<基準年度> 2022年度 (令和4年度)	<目標> 2028年度 (令和10年度)	2024年度 (令和6年度)	達成状況
			実績値	
環境意見交換会の開催回数	5回/年	5回/年	2回/年	
公害苦情件数 直近5年度間の平均値	315件/年 (2018～2022年度の平均値)	295件/年 (2024～2028年度の平均値)	295件/年* (2020～2024年度の平均値)	

(2) 重点プロジェクトの進捗状況 (2024年度〔令和6年度〕)

プロジェクト名	1 ゼロカーボンシティ促進プロジェクト
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○近年、持続可能な未来をめざし、温室効果ガスの排出を大幅に削減又はゼロにするための取組が進められています。 ○本市は、脱炭素社会の実現に向けて、市民、事業者、行政が一体となって、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言しました。 ○脱炭素社会の実現のために、引き続き、自転車活用を推進するほか、太陽エネルギーの利用促進やカーボンニュートラルポートの形成を促進します。
事業の内容	<p>2024年度(令和6年度)～2028年度(令和10年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①太陽エネルギーの利用促進 ②公共交通機関の利用促進 ③自転車活用の推進 ④カーボンニュートラルポートの形成促進 ⑤ブルーカーボンの創出促進
2024年度 (令和6年度) 取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽エネルギーの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国の交付金（重点対策加速化事業）を活用し、市内の家庭・事業者向けの太陽光発電設備や蓄電池の導入に対して支援を行いました。 2024年度(令和6年度)の補助実績及び再エネ導入量 <ul style="list-style-type: none"> 家庭向け 92件 458kW 事業者向け 21件 881kW ②公共交通機関の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ベスト運動に22,224人が参加しました。 ・ベスト運動を通じて公共交通機関の利用促進を行い、3,373t-CO₂/年を削減しました。 ③自転車活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・サイクリングロードの整備 ・交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減のために、マイカー利用から自転車利用への転換を促進するベスト運動の推進やエコ通勤の推奨をイベントや小学校の授業等を通して実施した。 ④カーボンニュートラルポートの形成促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「福山港港湾脱炭素化推進協議会」が開催され、福山港港湾脱炭素化推進計画の策定に向けた協議や、脱炭素に関する情報提供及び意見交換を行いました。 ⑤ブルーカーボンの創出促進 <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの吸収源の確保及び海洋生態系の維持・拡大につなげるため、市沿岸域の藻場のポテンシャル調査を行いました。

プロジェクト名		2 将来を見据えたごみの適正処理推進プロジェクト
概要		<ul style="list-style-type: none"> ○本市では、焼却施設の老朽化や RDF（ごみ固形燃料）の供給先である福山リサイクル発電事業が 2023 年度（平成 5 年度）に終了することから、2024 年（令和 6 年）4 月から新たなごみ処理施設「福山ローズエネルギーセンター」で、ごみの受入れを開始し、焼却しています。 ○ふくやま環境美化センターを活用し、エネルギーの有効利用に向けた取組を行います。 ○海洋プラスチック問題に対応するため、プラスチックごみ対策を強化します。 ○超高齢社会等に対応し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせるよう、ごみ処理体制を構築し、適正処理を推進します。
事業の内容		<p>2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの地産地消の推進 ○プラスチックごみ対策の強化 ○超高齢社会等に対応したごみ処理体制の推進
2024 年度 (令和 6 年度) 取組実績		<ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーの地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力会社「福山未来エナジー株式会社」と連携して、再生可能エネルギーの地産地消に取り組みました。 ・福山未来エナジー株式会社が、福山ローズエネルギーセンター、太陽光発電所及び水力発電所の 81 施設から約 8,700 万 kWh を地産電源として調達し、公共施設 311 施設（福山市 282 施設、神石高原町 3 施設、世羅町 25 施設、竹原市 1 施設）へ電力を供給しました。 ・備後圏域全体の温室効果ガスの削減効果は、約 31,400t-CO₂（基礎排出係数で算定）でした。 ○プラスチックごみ対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減・マイバッグ推進の周知啓発動画を作成し、環境部公式 X（旧 Twitter）で情報発信を行いました。 ・海洋プラスチックごみに対する市民の意識の向上やプラスチックごみの海への流出防止を目的に、海岸や福山駅周辺などで市民、事業者、行政が一体となった清掃活動（Clean up 大作戦）に取り組みました。 ○超高齢社会に対応したごみ処理体制の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・2023 年（令和 5 年）9 月から 2025 年（令和 7 年）3 月末まで、一部地域において、高齢者・障がい者へのごみ出し支援（安否確認を含めた戸別収集）のモデル事業を実施し、2025 年（令和 7 年）4 月からの市内全域での実施に向けた検証を行いました。

プロジェクト名		3 大気汚染対策強化プロジェクト
概要	<p>○大気汚染は、主に工場・事業場からのばい煙や自動車からの排出ガスが原因となっています。</p> <p>○本市では、市内 8 か所において、大気汚染物質の常時監視を行っています。硫黄酸化物や窒素酸化物などは改善傾向が見られますが、光化学オキシダントは環境基準を満たしていません。</p> <p>○更なる大気環境の改善に向けて、排ガス対策や環境コミュニケーションを促進します。</p>	
事業の内容	<p>2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度）</p> <p>◎排ガス対策の促進</p>	
	<p>◎排ガス対策の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定発生源対策として、工場・事業場の監視指導を行いました。 大気汚染防止法・県条例及び協定に基づく立入検査：延べ事業場数 31 件 <p>◎ 環境コミュニケーションの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民から寄せられた大気に関する公害苦情相談で聞き取った状況等を確認するため、発生源調査及び施設の適正な維持管理指導を事業者に対して行いました。調査後は、市民へ調査結果・事業者の対応状況を説明するなど、相互理解の促進に努めました。 	
2024 年度 (令和 6 年度) 取組実績	 <p>大気汚染常時監視測定局舎 (曙小・一般局)</p>	 <p>事業場の排ガス検査</p>

プロジェクト名		4 自然と共生する豊かな社会実現プロジェクト
概要	<p>○身近な自然を大切にすることで、人々が自然と接する場所や時を増やすことができ、その結果、人と自然の間の深いつながりが生まれ、私たちの心に潤いと安らぎをもたらすとされています。</p> <p>○本市においても、自然との共生に配慮し、環境負荷の少ない社会を構築し、魅力的で快適な環境の実現をめざす必要があります。</p> <p>○自然共生社会実現のために、ブルーカーボンに向けた事業を促進するとともに、生物多様性や森林整備等を推進します。</p>	
事業の内容	<p>2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度）</p> <p>①バイオマス事業の促進 ②ブルーカーボンの創出促進 ③生物多様性保全推進事業 ④森林整備事業</p>	
2024 年度 (令和 6 年度) 取組実績	<p>①バイオマス事業の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023 年度（令和 5 年度）に引き続き、福山市の広い地域から排出された下水を芦田川浄化センターで処理して発生した脱水汚泥 18,461.1 トン及び松永浄化センターから排出された脱水汚泥 1,929.2 トン、合計 20,390.3 トンを広島県の進める固形燃料化事業に活用し、バイオマス資源として有効利用しました。 <p>②ブルーカーボンの創出促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの吸収源の確保及び海洋生態系の維持・拡大につなげるため、市沿岸域の藻場のポテンシャル調査を行いました。 <p>③森林整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひろしまの森づくり事業を活用し、3.13ha の森林整備を実施しました。（環境貢献林整備事業 2.4ha、里山林整備 ・里山保全活用支援事業により、14 団体へ補助金を交付し森林整備の促進を図りました。 ・災害に強い森づくり事業により、土砂災害の危険性の高い里山林の整備を実施しました。（6.43ha） 	

プロジェクト名		5 環境パートナーシップ推進プロジェクト
概要		<ul style="list-style-type: none"> ○本市では、市民や事業者、小・中学生などを対象にした出前講座のほか、学校で行う環境保全活動の支援などを行っています。 ○出前講座の受講者をはじめ、公衆衛生推進委員、学校などが、地域で率先して環境保全活動を行っていますが、個々の取組にとどまっているため、団体間の情報交換や相互連携、人材交流などによる更なる活動の活性化が必要です。 ○地域で環境問題に携わる人材を育成するほか、市内を活動拠点とする市民団体などと定期的に意見交換を行うなど、パートナーシップの推進に取り組みます。
事業の内容		<p>2024 年度（令和 6 年度）～2028 年度（令和 10 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎学習拠点の充実 ◎環境学習の支援 ◎定期的な意見交換会 ◎グリーンなものづくり企業プラットフォーム事業
2024 年度 (令和 6 年度) 取組実績		<ul style="list-style-type: none"> ◎学習拠点の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・福山市次世代エネルギーパークのビジターセンターである福山市リサイクルプラザや、2024 年（令和 6 年）8 月から稼働を開始した福山ローズエネルギーセンターを中心に、持続可能な社会について理解を深めることができます。施設見学を実施しています。 ・2024 年度（令和 6 年度）は 4,813 人が施設見学を行っています。 ◎環境学習の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の環境学習の支援として、環境副読本を作成しており、4 年生を中心にお活用もらっています。 ・また、環境問題に対する意識の高揚、3 つの社会の構築に向けた啓発を行うために、環境出前講座も行っており、小中学校や高等学校では 22 回実施、町内会等では 20 回開催しています。 ◎定期的な意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・市民から寄せられた大気に関する公害苦情相談で聞き取った状況等を確認するため、発生源調査及び施設の適正な維持管理指導を事業者に対して行いました。調査後は、市民へ調査結果・事業者の対応状況を説明するなど、相互理解の促進に努めました。 ◎クリーンな企業プラットフォーム事業 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンな企業チャレンジ宣言を募集し、環境分野での宣言数が 173 社となりました。チャレンジ宣言は、グリーンな企業プラットフォーム専用 HP で公表しています。 ・カーボンニュートラルに関する事業者向けのセミナーを開催し、専門家の基調講演や企業の取組紹介等を実施しました。 ・環境分野で先進的な取組をしている企業 5 社の好事例の記事や動画を、グリーンな企業プラットフォーム専用 HP で情報発信しました。

2 福山市一般廃棄物処理基本計画進捗状況

指 標	〈基準値〉 2014 年度 (平成 26 年度)	〈目標値〉 2025 年度 (令和 7 年度)	〈実績値〉 2024 年度 (令和 6 年度)
一般廃棄物の排出量 (その他資源化量を除く)	153, 195t	142, 000t	135, 191t
1 人 1 日当たりの ごみの排出量	891g	842g	817g
リサイクル率 (灰の資源化を含む)	44. 9%	19%以上	18. 8%
最終処分量 (町内清掃土を除く)	16, 008t	5, 900t 以下	4, 007t
汚水衛生処理率	74. 8%	84. 0%	85. 2%

※福山市一般廃棄物処理基本計画は、2021 年（令和 3 年）3 月に改定。

※リサイクル率と最終処分量の目標値は、2024 年度（令和 6 年度）の福山ローズエネルギーセンターの供用開始（灰の資源化）を踏まえた値。

※汚水衛生処理率＝汚水衛生処理人口 ÷ 総人口 × 100

汚水衛生処理人口＝下水道水洗化人口 + 集落排水水洗化人口 + 净化槽人口

3 許可業者等一覧

(1) ごみ収集委託契約締結業者一覧 (17 業者)

【2025 年度（令和 7 年度）】

業者名	所在地	委託する業務
(有) 零研究所	箕島町南丘 399-64	固形状一般廃棄物の収集運搬業務
三和産業(有)	明神町一丁目 2-17	
進栄産業(有)	東深津町五丁目 23-43	
能満商事(有)	南本庄三丁目 5-8	
(株) ビセイ	多治米町五丁目 5-6-6	
(有) 広進社	千田町坂田 641-1	
(有) 南部清掃社	多治米町五丁目 20-8	
(有) 西部清掃社	北吉津町四丁目 16-1	
(有) 福清社	明神町一丁目 8-15	
(有) 高西清掃	赤坂町赤坂 1413-1	
加茂清掃(有)	御幸町下岩成 883-22	
(株) アースウイング	沼隈町草深 2785-132	
福山市委託清掃協同組合	箕沖町 56-1	
走島女性連絡協議会	走島町 58	
(株) 神掃社	神辺町西中条 805-4	固形状一般廃棄物のうち不燃物の収集運搬業務
(有) 内海衛生社	内海町 1105-1	固形状一般廃棄物のうち可燃物の収集運搬業務
(有) アスィスト	内海町口 2525-1	固形状一般廃棄物のうち不燃物・資源ごみの収集運搬業務等

(2) 一般廃棄物（固形状）収集運搬業許可業者一覧 (121 業者)

【2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在】

許可番号	業者名	所在地	電話番号
221	三谷建設(株)	赤坂町赤坂 1647-1	951-1254
208	(有) 爽風苑	赤坂町赤坂 994-4	951-4988
212	三平興業(株)	曙町三丁目 30-13	941-2440
85	三宝(有)	曙町四丁目 12-10	953-3550
11	アイゼン商事(有)	曙町四丁目 14-8	981-5353
89	(株) 丸総商店	曙町四丁目 2-14	953-2288
122	(株) 星川産業	曙町四丁目 4-16	953-9069
236	(株) エーディジャパン	曙町四丁目 4-8	981-2814
220	(有) 福松商店	曙町六丁目 4-1	954-5581
178	(株) カンガイ	曙町六丁目 10-18	953-3031
144	(株) レフオルメ	曙町六丁目 7-15	920-2368
149	(有) ハートクリーン	曙町六丁目 9-33	954-0280

許可番号	業者名	所在地	電話番号
278	備後リサイクルセンター(株)	芦田町上有地 956-5	999-3700
30	(株) オガワエコノス	芦田町下有地 543-2	958-3965
155	(有) 佐伯商事	一文字町 19-2	954-0551
171	渡壁 直子	内海町 1105-1	986-3400
172	藤原 信行	内海町イ 2638-5	986-3627
168	(有) 服部建設工業	駅家町大字近田 106-1	959-5587
243	井口建設(株)	駅家町服部永谷 10-1	978-0039
145	三島産業(株)	駅家町万能倉 1295-1	976-1531
103	(有) アース・ベスト	駅家町向永谷 645-1	976-3393
268	富士建設(株)	神島町 10-18	951-2820
195	岡本 正信	春日池 15-21	947-7272
75	(有) ケーズカンパニー	春日町二丁目 3-25	941-7715
222	大創アシスト(株)	春日町六丁目 30-19	941-6271
109	(有) エムコバヤシ	金江町金見 3522-1	935-9058
127	(株) 森剛	神村町 245-10	933-1226
246	アマノ企業(株)	神村町 3106-6	933-4704
29	(有) 中国公害処理センター	神村町 6147	934-2835
81	(株) 六共	加茂町下加茂 921-7	972-4522
182	(株) 江種	加茂町下加茂 918	972-3557
265	内山興業(株)	加茂町中野一丁目 85	972-3933
2	(有) タウンクリーナー	川口町一丁目 17-28	953-0862
274	(同) ネットヤージュ	神辺町平野 1675-3	967-0370
233	市川 祐二	神辺町平野 666-3	967-5605
5	(有) 生必クリーナー	神辺町川北 482-1	962-0680
150	(株) I S C	神辺町川南 1357-11	962-1101
159	(株) かこ川商店	神辺町川南 636-1	963-1358
25	(有) 藤井商店	神辺町川南 931-1	963-3503
258	東洋建設工業(株)	神辺町下竹田 616-2	965-1100
166	(株) 広瀬開発	神辺町十三軒屋 155-8	963-4474
252	(株) 大栄組	神辺町西中条 2217-2	967-1661
15	(株) 備後総業	神辺町西中条 826-1	967-1662
47	m i r a i ' s (有)	神辺町徳田 1700 番地 1	967-0555
257	高見建設(株)	神辺町東中条 300	967-0205
247	(有) 安泰工業	神辺町道上 595-6	963-3731
138	三葉興業(有)	熊野町乙 2357	959-0498
275	(株) 皿谷造園	熊野町乙 788-1	959-0830
199	J F E 西日本ジーエス(株)	鋼管町 1	943-7358
224	(有) ガーデンアート昌三園	向陽町一丁目 59-263	961-0180

許可番号	業者名	所在地	電話番号
259	西日本高速道路メンテナンス中國(株)	蔵王町五丁目 24-1	941-6263
238	(有) 蔵王造園	蔵王町五丁目 13-14	941-1501
164	(株) タネ幸	佐波町 589	951-5468
205	(有) 阿吹運送店	地吹町 13-2	924-2555
263	占部建設工業(株)	地吹町 18-16	922-1254
173	(有) 土井商事	新市町相方 463-1	0847-51-4282
231	(株) サンスイ	新市町大字新市 1150-3	0847-52-7355
176	アシナ環境管理センター(有)	新市町戸手 1139-1	0847-52-6525
211	田坂京華園(有)	新市町宮内 374-1	0847-51-4929
14	朝日環境衛生(有)	新涯町五丁目 36-14	953-5567
248	岡田石材(株)	新涯町四丁目 10-11	954-2535
216	(公社) 福山市シルバー人材センター	新涯町二丁目 21-30	953-5222
167	横田 繁子	瀬戸町山北 456-2	952-1418
175	(有) 佐藤昌工業	瀬戸町山北 489-1	951-7565
197	(有) オービックス	瀬戸町地頭分 1598	951-7231
210	(有) フジヤコーポレーション	瀬戸町長和 431-1	952-3982
269	(株) 福環	瀬戸町長和 252	983-0822
180	(有) 井上造園	瀬戸町長和 2564	951-7211
237	(有) エキスパート	千田町二丁目 40-11	955-0018
169	(有) 開地商店	千田町二丁目 1-29	955-0129
136	(株) 景松園	千田町坂田 540-1	955-0257
232	(株) 山水園緑地建設	千田町千田 2535	955-5525
189	(株) 松誠園緑地建設	千田町千田 2535-7	955-4441
191	(有) 大松園	千田町二丁目 39-17	955-0550
7	(有) 南部産業	多治米町五丁目 20-8	953-1000
68	泉興産(株)	多治米町五丁目 8-5	953-2400
120	来山環衛工業(有)	田尻町 2337-1	956-5671
13	(有) 福山清掃社	千代田町二丁目 6-25	953-7325
202	栄田 育	津之郷町加屋 225-6	952-0308
160	(有) 渡辺造園	手城町一丁目 14-13	924-7397
198	(有) 福山金網工業	鞆町後地 26-146	983-5245
240	天城開発(有)	奈良津町一丁目 3-27	932-7177
207	(企) 福山地方中高年雇用福祉事業団	西桜町一丁目 2-4	923-9730
125	(有) プレイポート	西新涯町一丁目 12-12	957-0168

許可番号	業者名	所在地	電話番号
104	(株) 上野	西町一丁目 7-11	973-1801
277	ワイスコーポレーション(株)	西町二丁目5-22新東和西町ビル2階	070-5422-1751
218	(有) A・Iクリーンサービス	沼隈町草深 2785-132	980-7244
219	サンセイハウジング(株)	沼隈町草深 2785-191	987-3902
143	占部金属(株)	沼隈町草深 2785-4	987-3801
98	安建工業(株)	東川口町三丁目 10-15	954-2446
272	岡本 芳昭	東川口町五丁目 6-7	090-3634-5016
139	澄和造園土木(株)	東川口町五丁目 8-48	953-0671
276	カドリー(株)	東川口町五丁目 15-27	999-5517
273	(株) 旭総業	東手城町三丁目 15-16	982-6191
266	(株) 銀花園	東深津町一丁目 23-37	923-0639
55	清水 修	東深津町二丁目 13-27-4	975-6227
45	(有) 三福商事	東深津町五丁目 23-43	927-0212
270	睦産業(株)	引野町徳山 659-42	957-2443
190	(株) 松扇園	引野町北三丁目 17-16	943-3121
196	北村 泰登	久松台二丁目 12-1	921-1591
23	(有) 武山商店	本庄町中一丁目 34-22	925-1309
141	中谷機工(株)	緑町 1-8	923-4225
20	(有) 南天総業	南手城町一丁目 13-8	924-0905
254	(株) 太陽都市クリーナー	南本庄二丁目 4-1 昭栄マンション 303	0847-45-5326
115	松荷運輸(有)	南松永町四丁目 5-12	933-5273
133	(有) グリーン清掃	南松永町二丁目 18-31	934-7200
192	福樹園建設工業(株)	箕島町 5928-5	953-2043
227	(株) 西原資源	箕島町 6625-1	981-3933
24	(有) 佐藤清掃	箕島町 6459-1	953-8567
87	(有) 無限企画	箕島町釧迦端 456-2	957-1020
6	(有) 美化産業	箕島町南丘 399-64	954-7322
158	石井造園(株)	水呑町 143	956-2600
267	横上 慎一郎	宮前町二丁目 8-21-5	939-7007
225	広島県東部森林組合	御幸町中津原廿軒屋 1690-1	955-2555
124	(株) 浄管センター	御幸町中津原 1678-1	955-8181
37	(有) ダスト産業	明神町一丁目 30-15	921-6606
41	砂原 美恵子	明神町一丁目 8-15	973-4551
92	日工(株)	三吉町四丁目 1-27	925-3081
32	(有) 川崎商事	山手町五丁目 31-26	951-0771
78	(有) 川崎建材	山手町六丁目 26-1	951-1442
113	(株) スナダ	東広島市志和町七条桟坂 10488-160	082-433-6110

(3) し尿・浄化槽汚泥収集の許可業者（し尿収集 12 業者・浄化槽汚泥収集 14 業者）

【2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在】

業者名	所在地	許可内容	電話番号
(株) アースウイング	沼隈町草深2785-132	し尿及び浄化槽汚泥	987-0084
(有) アイ・クリーン	本郷町2946-2	し尿及び浄化槽汚泥	936-2202
朝日環境衛生（有）	新涯町五丁目36-14	し尿及び浄化槽汚泥	953-5567
(有) 内海衛生社	内海町1105-1	し尿及び浄化槽汚泥	986-3400
(株) オガワエコノス	芦田町下有地543-2	し尿及び浄化槽汚泥	958-3965
(有) 川崎商事	山手町五丁目31-26	し尿及び浄化槽汚泥	951-0771
来山環衛工業（有）	田尻町2337-1	し尿及び浄化槽汚泥	956-5671
共栄サービス（有）	神辺町下御領1352-6	し尿及び浄化槽汚泥	965-6332
(有) 佐伯商事	一文字町19-2	し尿及び浄化槽汚泥	954-0551
(株) 浄管センター	御幸町中津原1678-1	浄化槽汚泥	955-8181
(有) 生必クリーナー	神辺町川北482-1	浄化槽汚泥	962-0680
(有) 土井商事	新市町相方463-1	し尿及び浄化槽汚泥	0847-51-4282
西日本興業（有）	箕島町5816-97	し尿及び浄化槽汚泥	953-5407
(有) フジメンテナンス	高西町四丁目1-16	し尿及び浄化槽汚泥	934-8853

(4) し尿収集の委託団体

団体名	所在地	委託する業務
走島離島振興推進会	走島町	し尿収集運搬

(5) 浄化槽保守点検業者一覧（33 事業者）

【2025 年（令和 7 年）4 月 1 日現在】

業者名	営業所の所在地	電話番号
(有) アイ・クリーン	本郷町2946-2	936-2202
朝日環境衛生（有）	新涯町五丁目36-14	953-5567
アシナ環境管理センター（有）	新市町戸手1139-1	0847-52-6525
(株) アースウイング	沼隈町草深2785-132	987-0084
泉興産（株）	多治米町五丁目8-5	953-2400
(有) うらべ水処理	手城町一丁目5-11	931-4097
(株) オガワエコノス 福山支店 神辺支店	芦田町下有地543-2 神辺町川北1583-1	0570-002-998 (府中市本社)
(有) 尾道環境センター	南松永町二丁目3-43-3	933-1613
(有) 川崎商事	山手町五丁目31-26	951-0771
来山環衛工業（有）	田尻町2337-1	956-5671
共和メンテナンス（株）	沖野上町二丁目1-14 山田ビル205号室	926-1095
(株) K&Kメンテナンス	東村町466-2	939-9158
ケイ・ケイ・エス（有）	箕島町5202-1	953-7318
(有) 佐伯商事	一文字町19-2	954-0551
J F E 西日本ジーエス（株）	鋼管町1	945-3133
ジェイサービス（株）	南松永町二丁目2-4	933-3380
(有) 茂本住設	大門町一丁目40-20	945-2420

業者名	営業所の所在地	電話番号
(株) しまなみエコクリーン	今津町3-28	934-2873
(株) 済管センター	御幸町中津原1678-1	955-8181
新生浄水	瀬戸町長和1116-15	951-6716
WaterAM (株)	柳津町一丁目10-1 松永浄化センター内	934-8277
(有) 生必クリーナー	神辺町川南1349-1	962-0680
(株) 中国ネオ	山手町二丁目14-40	952-3921
(有) 土井商事	新市町相方463-1	0847-51-4282
西日本興業 (有)	箕島町5816-97	953-5407
日成プラント (株)	今町1-6-502	928-4186
ハマダ産業 (株)	北吉津町二丁目1-1-704	925-1125
広島県環境整備事業協同組合	蔵王町五丁目24-1	943-6409
(有) フジメンテナンス	高西町四丁目1-16	934-8853
メンテナンスサービス (株)	沼隈町常石1032	980-7270
山信興産 (株)	沼隈町草深1930-4	987-1433
アクアメンテ福山	駅家町大橋379-3	976-1744

(6) 資源回収協力店一覧 (19事業所) (五十音順)

【2025年(令和7年)4月1日現在】

業者名	所在地	電話番号
アシストいちかわ	神辺町平野666-3	967-5605
伊藤空缶リサイクル	神辺町川南3273	962-3053
(株) 岩本商店	曙町六丁目15-1	983-0359
占部金属 (株)	沼隈町草深2785-4	987-3801
(有) A・Iクリーンサービス	沼隈町草深2785-132	980-7244
(有) オオタ産業	尾道市東尾道15-17	0848-47-1510
(有) 岡村商運	明神町二丁目7-31	926-9036
(株) オガワエコノス	箕沖町106-3	999-0530
(株) かこ川商店	神辺町川南636-1	963-1358
川井商店	小田郡矢掛町矢掛2978-7	0866-83-0683
(有) タウンクリーナー	川口町一丁目17-28	953-0862
(有) 武山商店	本庄町中一丁目34-22	925-1309
(株) 備後総業	神辺町西中条826-1	967-1662
(有) 福山金網工業	鞆町後地26-146	983-5245
(有) フジヤコーポレーション	瀬戸町長和431-1	952-3982
(株) 丸総商店	曙町四丁目2-14	953-2288
(株) 丸総商店北営業所	御幸町中津原1695-1	959-6612
三宅金属 (株)	神辺町下御領1016	966-2208
脇谷商店	今津町五丁目13-26-106	934-8487

4 車両・公衆便所一覧

(1) 保有車両一覧

【2025年（令和7年）4月1日現在】

所 属	環境 総務課	廃棄物対策課	環境施設課					南部環境センター	西部環境センター	北部環境センター	東部環境センター	合 計
				リサイクル工場	新市埋立地	内海埋立地	Aqua Kandevia 篠沖					
車 種												
軽自動車	1	1	7					2	1		1	14
小型貨物自動車			1					1				2
軽自動車(トラック)								6	2		2	11
特殊車			1	1	1	2	1	3	1	2	5	3
ダンプ								6	6		6	6
塵芥車	3t 以下							10	9		3	9
	2t 以下	3						9	4		7	3
バキューム車			2					1				3
ブルドーザー										1		1
合 計	1	4	11	1	1	2	1	38	23	3	24	23
備考	特殊車内訳			トランクターショベル①	スイーパー①	ホイルローダー①	ホイルローダー①	アームローダー①	乗用草刈機①	害虫車①	振動ローラー①	乗用草刈機①
						フオーリフット①	フオーリフット①	クレーン車①		ホイルローダー①	ミニショベル	クレーン車①
										ホイルローダー①	振動ローラー①	振動ローラー①

(2) 公衆便所一覧

【2025年（令和7年）4月1日現在】

名 称		所 在 地	処理方式	建 築 年 月
1	御船町公衆便所	御船町一丁目143	下水道	1951頃
2	松永駅北口駐車場公衆便所	松永町長和島丘334-6	下水道	1987.3
3	鞆町閑町公衆便所	鞆町鞆550-2内	下水道	1989.7
4	トライアングル広場公衆便所	元町169	下水道	1992.3
5	走島町公衆便所	走島町141-2内	くみとり	1992.3
6	シンボルロードトイル5おきのがみ	沖野上町五丁目地内	下水道	1996.2
7	シンボルロードトイル6おきのがみ	沖野上町六丁目地内	下水道	1996.2
8	小用地公衆便所	内海町イ340	漁業集落排水	2003.2 引継
9	小畠公衆便所	内海町イ185-2	浄化槽	2003.2 引継
10	ふれあいの森公衆便所	内海町236-1	漁業集落排水	2003.2 引継
11	下山南公衆便所	沼隈町下山南1257-1	くみとり	2005.2 引継
12	中山南公衆便所	沼隈町中山南14-2	くみとり	2005.2 引継
13	みろくの里入口公衆便所	沼隈町中山南195-1	浄化槽	2005.2 引継
14	天神山公衆便所	沼隈町中山南658-1	くみとり	2005.2 引継
15	眺洋山公衆便所	沼隈町常石20	くみとり	2005.2 引継
16	城山公衆便所	沼隈町常石1003-1	くみとり	2005.2 引継
17	千年橋公衆便所	沼隈町草深2785-101	下水道	2005.2 引継
18	阿伏兎公衆便所（流水亭）	沼隈町能登原1416-4	浄化槽	2005.2 引継
19	阿伏兎公衆便所（香潮亭）	沼隈町能登原1422-2	浄化槽	2005.2 引継
20	神辺駅西公衆便所	神辺町川南733-1	浄化槽	2006.3 引継
21	東福山駅北口公衆便所	引野町一丁目349-1	下水道	2006.3

5 手数料（2025年〔令和7年〕4月1日現在）

（1）固形状一般廃棄物処分手数料

ア 焼却処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

イ 埋立処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

ウ 破碎、選別処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

エ RDF化による処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

（2）犬、ねこ等の死体処理手数料

各環境センターへ持ち込んだ場合1頭につき1,000円とする。

（3）犬、ねこ等の死体処分手数料

各処理施設へ持ち込んだ場合1頭につき300円とする。

(4) し尿処理手数料

従量制	90 リットルまでは 1,320 円、90 リットルを超える分は 18 リットル（18 リットル未満は、18 リットルとみなす。以下同じ。）につき 210 円（備考第 1 項ただし書の規定による従量制にあっては、90 リットルまでは 930 円、90 リットルを超える分は 18 リットルにつき 160 円。）
人頭制	基本料金 + 320 円 × 世帯人員 × 月数

(備考)

- 1 従量制は、不特定又は多数の者が使用するもの（事業所、事務所、興行場、学校、病院、診療所その他これらに類するもの）に、人頭制は、それ以外のものに適用する。ただし、人頭制を適用するものであっても、1か月に2回以上くみとりの場合又は5か月以上に1回くみとりの場合は従量制によることとし、その他特別の事情により人頭制によることが不適当と認められるものについては、従量制によることができる。
- 2 基本料の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。この場合特別な作業を要すると認められるものについては、第1号に掲げる金額に作業困難の度合いによって70円又は210円を、第2号に掲げる金額に140円を加算することができる。
 - (1) 長さが30メートル以下のホースにより収集する場合 290円
 - (2) 長さが30メートルを超えて60メートル以下のホースを必要とする場合 360円
 - (3) 長さが60メートルを超えるホースを必要とする場合 500円
- 3 便槽の数が1を超えるときは、人頭制による手数料の額にその超える1便槽につき150円を加算する。
- 4 2か月以上に1回くみとりの場合、人頭制による手数料の額に当該月数から1を減じた数に70円を乗じた額を加算することができる。
- 5 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定により水洗便所に改造しなければならない期間を経過したものは、従量制又は人頭制による手数料の額にくみとり1回につき730円を加算する。ただし、次項本文の規定の適用を受けるものを除く。
- 6 仮設便所のくみとりの場合、従量制による手数料の額にくみとり1回につき1,040円を加算する。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 7 世帯人員は、第15条の規定による届出に基づく人員によるものとし、必要と認めたときは、住民基本台帳又は実態調査に基づいた人員によることができる。

(5) 固形状一般廃棄物手数料（ごみ関係）の変遷

区分 年	処理手数料		処分手数料	犬、猫等	
	ア 每日平均15kg以上排出するもの	イ 一時に排出するもの		死体処着手数料	死体処着手数料
1966 5. 1	1かご (15kg) につき 20円	手車1車 (250kg 積) につき 200円 自動三輪車 (1,500kg 積) につき 500円 貨物自動車 (3,000kg 積) につき 1,000円	—	—	1頭につき 100円
1967 4. 1	15kg につき 30円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 10円加算	250kg から 500kg まで 700円 500kg を超え 1,000kg まで 1,000円 1,000kg を超え 1,500kg まで 1,300円 1,500kg を超える場合は、500kg 増すごとに 700円加算	1,000kg につき 200円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 100円加算	同上	—
1972 4. 1	15kg まで 45円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 15円加算	500kg まで 600円 500kg を超え 1,000kg まで 1,200円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 500円加算	ア 焼却処分 500kg まで 200円 500kg を超える場合は、500kg 増すごとに 100円加算	イ 埋立処分 1,000kg まで 200円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 100円加算	1頭につき 200円
1976 4. 1 ※1	15kg まで 75円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 25円加算	500kg まで 900円 500kg を超え 1,000kg まで 1,800円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 750円加算	500kg まで 300円 500kg を超える場合は、500kg 増すごとに 150円加算	1,000kg まで 300円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 150円加算	1頭につき 300円
1980 4. 1 ※2	15kg まで 90円 15kg を超える場合は、5kg 増すごとに 30円加算	500kg まで 2,500円 500kg を超え 1,000kg まで 5,000円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 2,500円加算	1,000kg まで 1,000円 1,000kg を超える場合は、500kg 増すごとに 500円加算	1頭につき 1,000円	1頭につき 300円
1985 4. 1	同上	同上	300kg まで 600円 300kg を超える場合は、100kg 増すごとに 200円加算	同上	同上
1990 4. 1	1989年2月1日から廃止		300kg まで 900円 300kg を超える場合は、100kg 増すごとに 300円加算	同上	同上
1994 4. 1 ※3	—		300kg まで 1,200円 300kg を超える場合は、100kg 増すごとに 400円加算	同上	同上
1996 4. 1	—		100kg まで 600円 100kg を超える場合は、100kg 増すごとに 600円加算	同上	同上

区分 年	処理手数料		処分手数料			犬、猫等	
	ア 每日平均 15kg 以上排出するもの	イ 一時に排出するもの				死体処理 手数料	死体処分 手数料
2001 4.1 ※4	—		ア 焼却処分	イ 埋立処分	ウ 破碎・選別 処分	1頭につき 1,000円	1頭につき 300円
			100kgまで 800円 100kgを超える場合は、100kg増すごとに 800円加算				
2004 4.1 ※5	—		ア 焼却 処分	イ 埋立 処分	ウ 破碎・ 選別処分	RDF化による 処分	同上
			100kgまで 1,200円 100kgを超える場合は、100kg増すごとに 1,200円加算				
2007 4.1	—		ア 焼却 処分	イ 埋立 処分	ウ 破碎・ 選別処分	RDF化による 処分	同上
			10kgまで 150円 10kgを超える場合は、10kg増すごとに 150円加算				
2014 4.1	—		ア 焼却 処分	イ 埋立 処分	ウ 破碎・ 選別処分	RDF化による 処分	同上
			10kgまで 160円 10kgを超える場合は、10kg増すごとに 160円加算				

※1 1979.6 から埋立処分料の徴収を開始した。(それ以前は免除規定を適用)

※2 1981.6 から箕沖埋立地計量を開始し、最大積載量によっていたものを廃止した。

※3 1994.4.1、「福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の全部を改正し、「福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」とした。

ただし、手数料関係は、6月1日から施行。

※4 リサイクル工場稼働に伴い、処分手数料の区分に「破碎、選別処分」を加えた。

※5 ごみ固形燃料工場稼働に伴い、処分手数料の区分に「RDF化による処分」を加えた。

(6) し尿収集手数料の変遷

区分 年	人頭制料金				加算料金		従量制料金		補助金			処理場 投入手数料	1か月 の市民負担額 (標準4人世帯)	1か月 の収集料金 (標準4人世帯)			
	基本料金						18リットル当たり		普通	特別							
	1人 1か 月	A	B	C	隔月等	下水道	一般 家庭	事業 所等		1	2	3					
1971 4.1	60	30	80	130			30		30	50			60	270	300		
1971 10.1	60	30	80	130			30	35	105	50	100		60	270	375		
1973 4.1	60	30	80	130			30	45	190	50	100		0	270	460		
1974 4.1	60	30	80	130			30	60	360	50	100		0	270	630		
1975 1.1	60	30	80	130			30	60	540	50	100		0	270	810		
1975 4.1	80	40	90	140			40	90	550	75	150		0	360	910		
1976 4.1	90	50	100	150			45	100	610	75	150		0	410	1,020		
1977 4.1	100	50	100	150			50	110	630	150	250		0	450	1,080		
1978 4.1	110	50	100	150			55	115	650	150	250		0	490	1,140		
1979 4.1	115	50	100	150			55	115	650	150	250		0	510	1,160		
1980 4.1	125	55	105	155			60	120	650	170	270		0	555	1,205		
1981 4.1	135	60	110	170			65	125	650	170	270		0	600	1,250		
1983 7.1	140	80	130	210			70	140	650	170	270		0	640	1,290		
1985 4.1	170	100	160	250			90	150	540	180	280		0	780	1,320		
1986 4.1	180	200	260	370			380 ①90	150	430	190	290		0	920	1,350		
1987 4.1	180	300	360	470	④	⑤	480 90	150	330	190	290		0	1,020	1,350		
1988 4.1	180	320	380	490	70～ 210	300	500 90	160	330	190	290	330	0	1,040	1,370		
1989 4.1	200	290	350	460	70～ 210	350	700 ②100	1,090 ③170	330	200	300	330	0	1,090	1,420		
1990 4.1	220	270	330	450	70～ 210	350	710 110	1,100 180	330	210	310	330	0	1,150	1,480		
1991 4.1	240	270	330	450	70～ 210	500	750 120	1,140 180	330	220	320	330	0	1,230	1,560		
1992 4.1	260	250	310	430	70～ 210	500	770 130	1,160 180	330	230	330	330	0	1,290	1,620		
1993 4.1	280	230	290	410	70～ 210	600	790 140	1,180 190	330	240	340	330	0	1,350	1,680		
1994 4.1	290	230	290	410	70～ 210	600	790 150	1,200 190	330	240	340	330	0	1,390	1,720		
1995 4.1	300	230	300	420	70～ 210	600	830 150	1,220 190	330	240	350	330	0	1,430	1,760		
1996 4.1	300	250	320	440	70～ 210	600	850 150	1,240 200	330	240	350	330	0	1,450	1,780		

区分 年	人頭制料金			加算料金		従量制料金		補助金			処理場投入手数料	1か月の市民負担額 (標準4人世帯)	1か月の収集料金 (標準4人世帯)		
	1人 1か月	基本料金				18リットル当たり		普通	特別						
		A	B	C	隔月等	下水道	一般家庭		事業所等	1	2	3			
1997 4.1	310	270	340	470	70～ 210	600	910 150	1280 200	330	250	360	330	0	1,510	1,840
1998 4.1	310	290	360	490	70～ 210	700	930 150	1,300 200	330	250	360	330	0	1,530	1,860
1999 4.1	310	300	370	500	70～ 210	700	940 150	1,310 210	330	290	330	—	0	1,540	1,870
2002 4.1	310	300	370	500	70～ 210	700	940 150	1,310 210	320	290	330	—	0	1,540	1,860
2003 4.1	310	280	350	480	70～ 210	700	920 150	1,280 200	320	290	330	—	0	1,520	1,840
2004 4.1	310	250	320	450	70～ 210	700	890 150	1,250 200	320	290	330	—	0	1,490	1,810
2008 4.1	310	250	320	450	70～ 210	700	890 150	1,250 200	330	290	330	—	0	1,490	1,820
2014 4.1	320	260	330	470	70～ 210	710	900 160	1,290 210	330	300	340	—	0	1,540	1,870
2015 4.1	320	260	330	470	70～ 210	710	900 160	1,290 210	340	300	340	—	0	1,540	1,880
2018 4.1	320	260	330	470	70～ 210	710	900 160	1,290 210	360	300	340	—	0	1,540	1,900
2019 10.1	320	290	360	500	70～ 210	730	930 160	1,320 210	360	300	340	—	0	1,570	1,930
2023 4.1	320	290	360	500	70～ 210	730	930 160	1,320 210	410	300	340	—	0	1,570	1,980
2024 4.1	320	290	360	500	70～ 210	730	930 160	1,320 210	600	300	340	—	0	1,570	2,170

基本料金 A=長さ 30m以下のホースにより収集する場合

B=長さ 30mを超える60m以下のホースを必要とする場合

C=長さ 60mを超えるホースを必要とする場合

※この場合特別な作業を要すると認められるものについては、A の金額は作業困難の度合いによって B 又は C との差額を、B の金額は C との差額を加算することができる。

普通補助金 =一般家庭のくみとりを適正に実施したものに対し補助するもの

特別補助金 1=一般家庭のくみとり世帯で、市長が特に作業困難と認定した世帯のくみとりを適正に実施したものに対し補助するもの

2=一般家庭のくみとり世帯で、市長が 1 以上に作業困難と認定した世帯のくみとりを適正に実施したものに対し補助するもの

3=一般家庭のくみとり世帯で、下水道の供用開始に伴い水洗化したものについて、供用開始後 3 年を限度として補助するもの

※1999年4月1日補助金要綱改正により「特別1・2」⇒「特別1」、「特別3」⇒「特別2」と改める。

注①=54リットルまで 380円 18リットル超えるごとに90円

②=家庭 90リットルまで 700円 18リットル超えるごとに100円

③=事業所 90リットルまで 1,090円 18リットル超えるごとに170円

加算料金=④人頭制で2か月に1回は70円、3か月に1回は140円、4か月に1回は210円加算する

=⑤下水道供用開始後3年を経過した区域内のくみとりは1件につき730円加算

=仮設便所加算、1992年度～1995年度 下水加算料金と同額

1996年度～1997年度 くみとり1回につき700円の加算

1998年度～2013年度 くみとり1回につき1,000円の加算

2014年度～ くみとり1回につき1,030円の加算

2019年10月～ くみとり1回につき1,040円の加算

6 年表

(1) 環境全般

年	事 項
1966 年 (昭和 41 年)	5 月 松永市合併
1969 年 (昭和 44 年)	3 月 公害対策の概要発行 4 月 福山市公害対策審議会設置条例制定 福山市公害対策審議会（現福山市環境審議会）設置
1971 年 (昭和 46 年)	4 月 県内初の公害モニター制度発足
1974 年 (昭和 49 年)	4 月 芦田町合併
1975 年 (昭和 50 年)	2 月 駅家町・加茂町合併
1985 年 (昭和 60 年)	3 月 公害モニター制度廃止
1991 年 (平成 3 年)	11 月 福山の環境発行
1992 年 (平成 4 年)	12 月 環境にやさしいまち都市宣言
1994 年 (平成 6 年)	10 月 福山市公害対策審議会設置条例を改正し、福山市環境審議会設置条例に名称変更
1995 年 (平成 7 年)	3 月 福山市地球環境保全行動計画策定
1998 年 (平成 10 年)	4 月 中核市へ移行
2000 年 (平成 12 年)	4 月 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度開始
2001 年 (平成 13 年)	3 月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定 11 月 清掃事業概要発行
2003 年 (平成 15 年)	2 月 内海町・新市町合併
2005 年 (平成 17 年)	2 月 沼隈町合併
2006 年 (平成 18 年)	3 月 神辺町合併 4 月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第 2 期）策定
2007 年 (平成 19 年)	3 月 ISO14001 認証の取得 12 月 福山市環境基本条例施行 福山市環境審議会設置条例廃止
2008 年 (平成 20 年)	4 月 福山市 ISO14001 及びエコアクション 21 認証取得費補助金事業開始
2009 年 (平成 21 年)	3 月 福山市環境基本計画策定 4 月 住宅用太陽光発電システム設置資金融資あっせん及び利子補給補助事業開始
2010 年 (平成 22 年)	1 月 福山市地球温暖化対策実行計画協議会設置 4 月 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業開始 大規模太陽光発電システム設置補助事業開始
2011 年 (平成 23 年)	3 月 福山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定

年	事 項
2012 年 (平成 24 年)	1 月 次世代エネルギーパーク認定 3 月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第 3 期）策定 4 月 福山市 ISO14001 及びエコアクション 21 及びグリーン経営認証取得費補助金事業開始
2013 年 (平成 25 年)	3 月 ISO14001 認証から福山市環境マネジメントシステム（FEMS）へ移行 12 月 家庭の省エネ診断事業開始
2014 年 (平成 26 年)	3 月 福山市環境基本計画（改訂）策定 福山市次世代エネルギーパーク基本計画策定 住宅用太陽光発電システム設置資金融資あっせん及び利子補給補助事業廃止 大規模太陽光発電システム設置補助事業廃止
2016 年 (平成 28 年)	3 月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第 4 期）策定 4 月 福山市次世代エネルギーパークのホームページ開設
2017 年 (平成 29 年)	3 月 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度廃止 福山市 ISO14001 及びエコアクション 21 及びグリーン経営認証取得費補助金事業廃止 4 月 スマートハウス化支援事業開始 7 月 福山市 COOL CHOICE 宣言
2018 年 (平成 30 年)	3 月 住宅用太陽熱利用システム設置費補助事業廃止 家庭の省エネ診断事業終了 12 月 福山未来エナジー株式会社設立
2019 年 (平成 31 年)	3 月 第二次福山市環境基本計画策定 （福山市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕、福山市気候変動適応計画、福山市地球環境保全行動計画を包含して策定。） 福山市地球温暖化対策実行計画協議会廃止 スマートハウス化支援事業廃止 4 月 福山未来エナジー株式会社からの電力供給開始（供給開始時 265 施設）
2019 年 (令和元年)	12 月 福山環境白書発行
2021 年 (令和 3 年)	3 月 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第 5 期）策定 4 月 福山市環境部公式 X（旧 Twitter）アカウント「くわいちゃんの芽」による情報発信開始
2022 年 (令和 4 年)	7 月 福山市地球温暖化対策協議会 設置
2023 年 (令和 5 年)	2 月 「ゼロカーボンシティ宣言」表明 3 月 第二次福山市環境基本計画（第 2 期計画）〈基本目標 1〉改定 福山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（第 5 期）改定
2024 年 (令和 6 年)	3 月 第二次福山市環境基本計画（第 2 期計画）改定

（2）ごみ処理事業

年	事 項
1929 年 (昭和 4 年)	鉄輪の大八車でごみ収集（野焼き処分）
1933 年 (昭和 8 年)	1 月 周辺 10 か村と合併
1942 年 (昭和 17 年)	7 月 山手村・郷分村と合併

年	事 項
1950 年 (昭和 25 年)	ゴム輪の大八車でごみ収集（小屋で焼却処分・温床利用）
1952 年 (昭和 27 年)	三輪自動車（2 トン積）でごみ収集開始
1956 年 (昭和 31 年)	9 月 鞆町他 9 町村合併 鞆焼却場 2 t / 日
1962 年 (昭和 37 年)	1 月 深安町合併 収集区域の一部民間委託（1 業者 1 台）
1963 年 (昭和 38 年)	コンポスト建設 30 t / 日（4 月稼働開始）
1966 年 (昭和 41 年)	5 月 松永市合併 松永焼却場 11.25 t / 日（2 基）
1967 年 (昭和 42 年)	紙袋収集実施（モデル地区 野上町・延広町週 2 回収集）分別収集 東部清掃工場建設 30 t / 8 h（8 月稼働開始）
1969 年 (昭和 44 年)	南部清掃工場建設 30 t / 日（10 t / 日 3 基 11 月稼働開始）
1970 年 (昭和 45 年)	宇山処理センター搬入開始
1971 年 (昭和 46 年)	清掃条例全面改正
1972 年 (昭和 47 年)	旧西部清掃工場建設 100 t / 日（25 t / 日 4 基 8 月稼働開始） コンポスト・松永焼却場廃止
1974 年 (昭和 49 年)	4 月 芦田町合併
1975 年 (昭和 50 年)	2 月 駅家町・加茂町合併 加茂町清掃工場 5 t / 8 h 廿軒屋清掃工場 15 t / 8 h（神辺町との一部事務組合）
1976 年 (昭和 51 年)	町ぐるみ清掃美化運動開始 資源再利用運動実施団体に補助金交付
1978 年 (昭和 53 年)	3 月 神石郡衛生組合、加茂地区分処理委託中止 4 月 宇山処理センター搬入中止（ごみ） ごみ収集委託業者機械車導入 5 月 箕沖埋立地搬入開始
1979 年 (昭和 54 年)	4 月 津之下埋立地搬入開始
1980 年 (昭和 55 年)	4 月 ごみ処理手数料改正 町内清掃処理推進費補助制度設置 8 月 東部、加茂清掃工場休止 新西部清掃工場稼働開始 11 月 南部事業所（一文字町）完成
1981 年 (昭和 56 年)	4 月 慶応浜埋立地搬入開始
1982 年 (昭和 57 年)	6 月 空カン公害追放キャンペーン実施 雨天収集開始 8 月 カレット収集（モデル 3 学区）開始
1984 年 (昭和 59 年)	11 月 津之下埋立地埋立完了

年	事 項
1985 年 (昭和 60 年)	3 月 加茂清掃工場廃止 6 月 南部清掃工場廃止 7 月 箕沖清掃工場稼働開始 300 t / 24 h
1986 年 (昭和 61 年)	4 月 機械車導入 (直営) 6 月 不燃ごみリサイクル開始
1987 年 (昭和 62 年)	4 月 カレット収集 (モデル 3 学区) 廃止
1988 年 (昭和 63 年)	10 月 一般廃棄物処理業許可制度設置
1989 年 (平成元年)	2 月 事業所ごみ (一般廃棄物) 収集廃止 4 月 資源回収推進団体補助制度設置 粗大ごみ収集開始 10 月 箕沖埋立地 (8.5 ha) 搬入開始
1990 年 (平成 2 年)	4 月 ごみ処理手数料改正
1991 年 (平成 3 年)	4 月 生ごみ処理器設置補助制度開始 使用済乾電池収集開始 7 月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正
1992 年 (平成 4 年)	3 月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定 (計画期間 : 1992 年度 [平成 4 年度] ~ 2010 年度 [平成 22 年度]) 4 月 簡易焼却炉設置補助制度開始 8 月 6 種分別 (資源ごみ分別収集) モデル地区収集開始
1993 年 (平成 5 年)	12 月 清掃条例全面改正 → 廃棄物の処理及び再生利用に関する条例制定
1994 年 (平成 6 年)	4 月 廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行 福山市廃棄物減量等推進審議会設置 ごみ処理手数料改正 トレイ回収協力店制度設置 資源回収業者補助制度設置 10 月 6 種分別収集開始 (資源ごみ分別収集) 分別収集協力費補助制度設置 12 月 深品クリーンセンター稼働 80 t / 16 h
1995 年 (平成 7 年)	10 月 空き缶等散乱防止及び環境美化に関する条例施行
1996 年 (平成 8 年)	4 月 ごみ処理手数料改正 生ごみ処理器補助拡大 (機械式も対象に) ごみ袋透明化移行 11 月
1997 年 (平成 9 年)	1 月 事業系「資源ごみ」の受入開始 4 月 容器包装リサイクル法施行 西部清掃工場整備完了 (1995 年 [平成 7 年] ~ 1997 年 [平成 9 年]) 箕沖埋立地整備 (動圧密工事完了) (1994 年 [平成 6 年] ~ 1997 年 [平成 9 年])
1998 年 (平成 10 年)	1 月 簡易焼却炉設置補助制度廃止 4 月 南部事業所の収集区域の一部が北部事業所、松永事業所に移管
1999 年 (平成 11 年)	5 月 プラスチックごみ新分別収集、モデル地区で開始 7 月 走島町「資源ごみ」分別収集開始

年	事 項
2000 年 (平成 12 年)	3 月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定（計画期間：2000 年度〔平成 12 年度〕～2013 年度〔平成 25 年度〕） 5 月 福山リサイクル発電株式会社設立 7 月 東部事業所開設、鞆出張所廃止 プラスチックごみ分別収集、全市に拡大 リサイクル工場、リサイクルプラザ稼働開始 プラスチックごみ処理ライン 45 t / 5 h 不燃性ごみ処理ライン 115 t / 5 h 可燃性粗大ごみ処理ライン 10 t / 5 h
2001 年 (平成 13 年)	4 月 家電リサイクル法施行（家電 4 品目の収集を廃止） ごみ処理手数料改正 資源回収推進団体補助金制度拡大 (1kg 当たり 5 円→8 円、限度額 15 万円→20 万円／半期) 生ごみ処理器補助制度拡大（限度額 10,000 円→15,000 円） 10 月 郵便局と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結 11 月 農協と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結
2002 年 (平成 14 年)	4 月 資源回収業者補助制度拡大 (1 kg 当たり 2 円→3 円、限度額を撤廃) 福山市ごみ固形燃料工場建設着手
2003 年 (平成 15 年)	2 月 内海町・新市町合併 福山沼隈広域行政組合じんかい処理場 15 t / 8 h (沼隈町との一部事務組合) 新市クリーンセンター 30 t / 8 h 10 月 資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクルが開始
2004 年 (平成 16 年)	3 月 不法投棄対策に監視カメラの設置を開始 ごみ固形燃料工場完成 箕沖清掃工場休止 4 月 ごみ減量大作戦の実施 ・事業系紙ごみのリサイクル開始 ・リサイクルできる紙類の搬入制限 ・エコショップ認定制度開始 ・資源回収推進団体補助制度変更（限度額・回数加算を廃止） ・資源回収業者補助制度変更（1 kg 当たり 3 円→2 円） ごみ処理手数料改正 ごみ固形燃料工場稼働開始 300 t / 16 h 家電リサイクル法の対象品目に電気冷凍庫が追加 パソコン収集・搬入中止 新箕沖埋立地嵩上げ事業に着手
2005 年 (平成 17 年)	2 月 沼隈町合併 福山沼隈広域行政組合じんかい処理場から沼隈清掃工場へ名称変更 3 月 沼隈清掃工場休止 4 月 資源回収業者補助制度変更（1 kg 当たり 2 円→1 円） 6 月 新箕沖埋立地嵩上げ事業一期分完成 12 月 日本容器包装リサイクル協会、次年度分からの引き取りを断る

年	事 項
2006 年 (平成 18 年)	<p>3月 神辺町合併 深品クリーンセンター 80 t / 16 h</p> <p>4月 プラスチックごみの分別変更 神辺町での直営によるごみ収集を廃止、委託業者による収集 資源回収補助対象品目変更（金属類は、アルミ缶・スチール缶のみが補助金対象） 「福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」一部改正 (ごみステーションからのごみの持ち去りを禁止)</p> <p>6月 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に参加</p> <p>6月 「ごみ不法投棄監視ウィーク」を設定し、「不法投棄防止キャンペーン」を開始</p> <p>8月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定（計画期間：2006 年度〔平成 18 年度〕～2015 年度〔平成 27 年度〕） リサイクル工場の改修により手選別ラインを新設 エコショップ協議会による紙ごみの拠点回収の実施</p> <p>10月 日本容器包装リサイクル協会、引き取り再開</p>
2007 年 (平成 19 年)	<p>4月 ごみ処理手数料改正 くつ・カバン・財布等の皮革類を燃やせるごみに変更 新市町の分別を市内に統一 新市町・沼隈町・神辺町の燃やせる粗大ごみ収集開始</p> <p>6月 「エコでえ～ことキャンペーン」を開始 各事業所・各施設での紙ごみの拠点回収を開始</p> <p>9月 直営のごみ収集車のナンバープレートを「530 (ごみゼロ)」に統一</p> <p>10月 福山市環境イメージキャラクターが「くわいちゃん」に決定</p>
2008 年 (平成 20 年)	<p>4月 石油ストーブ、石油ファンヒーターを資源ごみに変更 使い捨てライターを燃やせる粗大ごみの日に収集</p> <p>11月 ハイブリッドディーゼルのごみ収集車を導入</p>
2009 年 (平成 21 年)	<p>3月 資源回収業者補助制度終了 「ふくやま環境賞」の表彰を開始</p> <p>4月 資源回収協力店制度開始 家電 4 品目に薄型テレビ（液晶・プラズマ）と衣類乾燥機が追加</p> <p>6月 箕沖清掃工場廃止</p> <p>12月 ハイブリッドディーゼルのダンプ車を導入</p>
2010 年 (平成 22 年)	<p>1月 プラスチック製容器包装に係る再商品化における地域連携モデル事業を実施</p> <p>4月 生ごみ処理器補助拡大（密閉式堆肥化容器も対象に） 家庭ごみの収集体制における直営と委託の比率を 50 対 50 に見直し</p>
2012 年 (平成 24 年)	<p>2月 「環境学習推進校学習発表会」を開始</p> <p>6月 「ごみ不法投棄監視ウィーク」期間中、「不法投棄防止パトロール」や「まもろうふくやま☆なくそうポイ捨てキャンペーン」等の実施</p> <p>12月 旧西部清掃工場解体</p>
2013 年 (平成 25 年)	<p>4月 蛍光灯のリサイクルを開始「燃やせる粗大ごみ」の日に回収 「エコでえ～ことキャンペーン」を終了</p> <p>6月 「ふくやま環境大学」を開始</p> <p>9月 「ふくやまエコトライアスロン」を開始 西部ストックヤード供用開始</p>
2014 年 (平成 26 年)	4月 ごみ処理手数料改正

年	事 項
2015 年 (平成 27 年)	4 月 内海町及び沼隈町の分別を一部変更 8 月 沼隈（西ノ迫）埋立地廃止 12 月 「ごみ・環境情報」メール配信サービス開始
2016 年 (平成 28 年)	3 月 福山市一般廃棄物処理基本計画策定 (計画期間：2016 年度〔平成 28 年度〕～2025 年度〔令和 7 年度〕)
2017 年 (平成 29 年)	1 月 水銀添加廃製品の回収事業を実施《環境省モデル事業》 3 月 「ふくやまエコトライアスロン」を終了 4 月 ごみ分別ガイドブック（保存版）を発行 ボタン電池を燃やせる粗大ごみの日に収集 家庭から出る医療系ごみの出し方の周知及び収集 10 月 「エコでえ～こと HAPPY! キャンペーン」を開始
2018 年 (平成 30 年)	3 月 「福山市次期ごみ処理施設整備基本構想」策定
2019 年 (平成 31 年)	3 月 「福山市次期ごみ処理施設整備基本計画」策定 「福山市災害廃棄物処理計画」策定 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例改正 福山市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の 縦覧等の手続に関する条例及び条例施行規則改正 生ごみ処理器設置補助金制度廃止
2020 年 (令和 2 年)	4 月 家庭ごみの収集体制における直営と委託の比率を概ね 40 対 60 に見直し 7 月 容器包装リサイクル法に新たに省令が定められたことにより、プラスチック製買物袋の有料化開始 10 月 福山市 A I 案内サービスで「ごみ分別ガイド」を開始
2021 年 (令和 3 年)	3 月 福山市一般廃棄物処理基本計画改定 (計画期間：2021 年度〔令和 3 年度〕～2025 年度〔令和 7 年度〕) 12 月 パソコンなどの小型家電の宅配便による回収開始 福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例及び同条例施行規則改正
2022 年 (令和 4 年)	4 月 「紙類」の回収を全市に拡大（走島町を除く。） 充電式電池を燃やせる粗大ごみの日に収集 福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例及び同条例施行規則を施行し、ポイ捨て禁止区域、路上喫煙制限区域を指定 8 月 J & T 環境株式会社と「災害廃棄物の処理に関する協定」を締結 福山市委託清掃協同組合と「災害廃棄物の収集運搬に関する協定」を締結
2023 年 (令和 5 年)	9 月 高齢者・障がい者等ごみ出し支援モデル事業（一部地域において安否確認を兼ねた戸別収集）を開始
2024 年 (令和 6 年)	3 月 福山リサイクル発電事業終了に伴うごみ固形燃料の製造終了 福山ローズエネルギーセンターでのごみの受入開始に伴い、ごみ固形燃料工場、西部清掃工場、新市クリーンセンター及び深品クリーンセンターでのごみの受入終了 4 月 福山ローズエネルギーセンターがごみの受入れを開始 家庭ごみの収集体制における直営と委託の比率を 20 対 80 に見直し 8 月 福山ローズエネルギーセンターが稼働を開始 11 月 リサイクル工場が火災のため休止 12 月 充電式電池が取り外せない小型家電を燃やせる粗大ごみの日に収集

(3) し尿処理事業

年	事 項
1948 年 (昭和 23 年)	農家が組合を結成し、し尿収集（農家還元処分）
1955 年 (昭和 30 年)	許可業者（8 業者）によるし尿収集開始
1959 年 (昭和 34 年)	し尿の一部海洋投棄開始
1966 年 (昭和 41 年)	5 月 松永市合併 し尿収集業者（9 業者） バキューム車を購入し溝渠の清掃開始
1967 年 (昭和 42 年)	新浜処理場着工
1969 年 (昭和 44 年)	業者別地域指定を実施 料金を従量制から人頭制に改正（10 月開始） 新浜処理場建設（6 月試運転・10 月稼働開始）
1971 年 (昭和 46 年)	清掃条例全面改正 溝渠用バキューム車 4 t 車に更新
1972 年 (昭和 47 年)	し尿の外洋（潮岬沖）投棄開始
1974 年 (昭和 49 年)	4 月 芦田町合併 し尿収集業者（10 業者） 深品し尿処理場（神辺町との一部事務組合）
1975 年 (昭和 50 年)	2 月 駅家町・加茂町合併
1977 年 (昭和 52 年)	西部衛生センター着工 し尿収集業者（9 業者）
1978 年 (昭和 53 年)	4 月 加茂地区し尿処理海洋投棄開始 8 月 西部衛生センター稼働開始 し尿海洋投棄中止、全量施設処理 減車措置 2 台
1979 年 (昭和 54 年)	し尿収集業者（8 業者）
1980 年 (昭和 55 年)	10 月 収集区域調整 し尿収集業者（9 業者）
1986 年 (昭和 61 年)	減車措置 1 台
1988 年 (昭和 63 年)	減車措置 1 台
1989 年 (平成元年)	減車措置 1 台 7 月 小型合併処理浄化槽設置整備事業開始 9 月 し尿処理収集業務委託（走島町）開始 し尿収集許可業者（8 業者）、し尿収集委託業者（1 業者）
1992 年 (平成 4 年)	減車措置 1 台
1997 年 (平成 9 年)	12 月 し尿収集許可業者（9 業者）
1998 年 (平成 10 年)	4 月 駅家町直営によるし尿収集を廃止、許可業者による収集

年	事 項
2003 年 (平成 15 年)	2 月 内海町・新市町合併 福山沼隈広域行政組合 クリーンセンター 31 kL／日 新市し尿処理場 40 kL／日 し尿収集許可業者 (11 業者)
2005 年 (平成 17 年)	2 月 沼隈町合併 福山沼隈広域行政組合クリーンセンターから内海し尿処理場に名称変更 し尿収集許可業者 (12 業者)
2006 年 (平成 18 年)	3 月 神辺町合併 (直営によるし尿収集) 深品環境衛生組合し尿処理場から深品し尿処理場に名称変更 70 kL／日
2007 年 (平成 19 年)	1 月 し尿の海洋投棄処分終了 4 月 神辺町直営によるし尿収集を廃止、許可業者による収集
2010 年 (平成 22 年)	9 月 汚泥再生処理センター着工
2012 年 (平成 24 年)	11 月 新市中継施設着工 12 月 新浜中継施設着工
2013 年 (平成 25 年)	3 月 汚泥再生処理センター完成 4 月 汚泥再生処理センター 200kL／日 稼働開始 ネーミングライツにより、「アタカ箕沖 Aqua」と命名 新浜処理場・新市し尿処理場・深品し尿処理場の運転を停止し、仮設の中継施設として、全量をアタカ箕沖 Aqua へ輸送 8 月 福山市環境事業協同組合と「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結 福山市清掃事業協同組合と「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」を締結
2014 年 (平成 26 年)	4 月 新市中継施設稼働開始 「アタカ箕沖 Aqua」は、社名変更により「Hitz 箕沖 Aqua」へ呼称変更 8 月 新浜中継施設稼働開始
2015 年 (平成 27 年)	9 月 深品中継施設着工
2017 年 (平成 29 年)	4 月 深品中継施設稼働開始
2021 年 (令和 3 年)	3 月 減車措置 2 台
2022 年 (令和 4 年)	3 月 減車措置 1 台
2023 年 (令和 5 年)	3 月 減車措置 2 台
2024 年 (令和 6 年)	3 月 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例制定 11 月 「Hitz 箕沖 Aqua」は、社名変更により「Kanadevia 箕沖 Aqua」へ呼称変更

7 条例・規則等

(1) 福山市環境基本条例

平成19年12月21日
条例第54号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第8条—第24条）

第3章 福山市環境審議会（第25条—第31条）

附則

私たちのまち福山は、温暖な気候と緑豊かな山々や丘陵、そして、瀬戸内海へ注ぐ芦田川などの美しい自然に恵まれた都市である。この恵み豊かな環境のもと、市民のたゆまぬ努力と英知により、中国・四国地方の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきた。

しかし、この発展を支えてきた社会経済活動は、私たちに利便性や物質的な豊かさをもたらした一方で、資源やエネルギーを大量に消費し、環境に大きな負荷を与えたため、自然の復元力を超え、身近な環境問題を引き起こすだけでなく、人類の生存基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしてきている。

健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、この環境を守り、育て、将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、環境が限りあるものであることを深く認識し、市、市民及び事業者が協働して、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源（廃棄物等のうち有用なものをいう。）となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともにこの環境が将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、市、市民及び事業者の公平な役割分担及び協働のもとに自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での

課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的・社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策に関する年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の策定等に係る基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壤その他 の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の保全を行い、人と自然が共生する良好な環境を確保すること。

(3) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を図ることにより、循環型社会を形成すること。

(4) 市、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関し協働して取り組むことができる社会を形成すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的な方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、福山市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、かつ、その結果に基

づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、公害の原因となる行為、自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(助成等の措置)

第13条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を誘導することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適正な経済的助成又は技術的支援を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境及び大気環境の保全)

第15条 市は、河川及び海域等における良好な水質の確保その他の良好な水環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、良好な大気環境を保全するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進等)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境産業の振興)

第18条 市は、環境への負荷の低減に資する技術、製品、役務等の提供を行う産業を振興するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境学習及び環境教育の推進等)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造に関する理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全及び創造に関する学習及び教育の推進並びに広報活動の充実など、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第20条 市は、市民及び事業者が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第21条 市は、第19条の環境の保全及び創造に関する学習及び教育の推進並びに前条の市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び監視等)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策であつて広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第24条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとす

る。

第3章 福山市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第25条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、福山市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置し、次の事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を調査審議すること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関し必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 第26条第2項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会は、前項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(会議)

第29条 審議会は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第30条 審議会に、専門の事項を調査するため、必要に応じて部会を設けることができる。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(福山市環境審議会設置条例の廃止)

2 福山市環境審議会設置条例（昭和44年条例第28号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の福山市環境審議会設置条例（以下「旧審議会条例」という。）第3条第2項の規定により福山市環境審議会に委嘱された委員は、第26条第2項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧審議会条例第4条第1項の規定による委員としての残任期間とする。

(2) 福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成10年3月31日
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の設置許可申請書等)

第1条の2 次の各号に掲げる申請書、届出書又は報告書は、当該各号に定める書類とする。

- (1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
- (2) 法第9条の3第1項の規定による届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書
- (3) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (4) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
- (5) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
- (6) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
- (7) 省令第5条の4の2第1項及び省令第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (8) 省令第5条の5第1項及び省令第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立終了届出書
- (9) 省令第5条の5の2第1項（省令第5条の5の4において準用する場合を含む。）及び省令第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (10) 省令第5条の5の3、省令第10条の10の3、省令第10条の24及び省令第12条の11の3の届出書 欠格要件に係る届出書
- (11) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定申請書
- (12) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設休廃止等届出書
- (13) 省令第5条の5の11第1項の報告書 一般廃棄物処理施設に係る熱回収報告書
- (14) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
- (15) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
- (16) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書
- (17) 省令第6条第1項の届出書 相続届出書
- (18) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置届出書
- (19) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の廃止届出書

（追加〔平成13年規則30号〕、一部改正〔平成15年規則138号・19年16号・23年22号〕）

(一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の交付)

第1条の3 市長は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置を許可したとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証を交付しなければならない。

（追加〔平成13年規則30号〕）

(一般廃棄物処理施設設置許可証の書換え交付申請)

第2条 法第8条第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。）は、前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（以下この条、次条及び第4条において「許可証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に許可証の書換え交付を申請しなければならない。ただし、省令第5条の3の規定により法第9条第1項の許可の申請をした者については、この限りでない。

2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証書換え交付申請書に許可証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成13年規則30号〕）

(一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の再交付申請)

第3条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに市長に許可証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 許可証を破り、又は汚した一般廃棄物処理施設設置者が第1項の申請をするには、前項の一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書にその許可証を添付しなければならない。

4 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証の再交付を受けた後、失った許可証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則30号〕)

(一般廃棄物処理施設設置・変更許可証の返納)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

(2) 法第8条第1項の許可を取り消されたとき。

(一部改正〔平成13年規則30号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の交付)

第5条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証を交付しなければならない。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の書換え交付申請)

第6条 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者（以下「一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者」という。）は、前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証（以下この条、次条及び第8条において「認定証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、速やかに市長に認定証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書に認定証及び当該申請に係る変更事項を明らかにする書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の再交付申請)

第7条 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに市長に認定証の再交付を申請しなければならない。

2 前項の申請をするには、一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 認定証を破り、又は汚した一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者が第1項の申請をするには、前項の一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証再交付申請書にその認定証を添付しなければならない。

4 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、速やかにこれを市長に返納しなければならない。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証の返納)

第8条 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に認定証を返納しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設を廃止したとき。

(2) 法第9条の2の4第1項の認定を取り消されたとき。

(3) 法第9条の2の4第2項に規定する認定の期間が満了したとき。

(追加〔平成23年規則22号〕)

(産業廃棄物処理業等の変更の届出に係る添付書類)

第9条 次に掲げる届出書には、届出者（届出者が法人である場合には法第14条第5項第2号ニに規定する役員とし、届出者が同号ハに規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、届出者に政令第6条の10に規定する使用者がある場合には当該使用者を含む。）が法第14条第5項第2号イからヘまでに該当しない者であることを誓約する書面を添付しなければならない。

(1) 省令第10条の10第2項の届出書（省令第10条の10第1項第2号に係るものに限る。）

(2) 省令第10条の23第2項の届出書（省令第10条の23第1項第2号に係るものに限る。）

(3) 省令第12条の10の2第1項の届出書（省令第12条の10第6号に係るものに限る。）

(全部改正〔平成13年規則30号〕、一部改正〔平成15年規則138号・19年16号・23年22号〕)

(産業廃棄物等処理業の許可証の書換え)

第10条 次の各号に掲げる届出書には、当該各号に定める許可証を添付しなければならない。

(1) 省令第10条の10第2項の届出書（事業の一部の廃止並びに住所及び同条第1項（同項第2号及び第3号を除

く。)に掲げる事項の変更に係るものに限る。) 省令第10条の2に規定する産業廃棄物収集運搬業許可証又は省令第10条の6に規定する産業廃棄物処分業許可証

(2) 省令第10条の23第2項の届出書(事業の一部の廃止並びに住所及び同条第1項(同項第2号、第3号及び第7号を除く。)に掲げる事項の変更に係るものに限る。) 省令第10条の14に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証又は省令第10条の18に規定する特別管理産業廃棄物処分業許可証

2 市長は、前項各号に定める許可証(以下この項及び第12条において「許可証」という。)の提出があったときは、当該許可証を書き換えてこれを返付するものとする。

(一部改正〔平成15年規則138号・19年16号・23年22号〕)

(準用)

第11条 第3条の規定は、法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を受けた者(以下これらを「産業廃棄物等処理業者」という。)について準用する。この場合において、第3条第1項中「許可証」とあるのは「産業廃棄物処理業許可証又は特別管理産業廃棄物処理業許可証」と、同条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」とあるのは「産業廃棄物処理業許可証再交付申請書又は特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成13年規則30号・15年138号・23年22号〕)

(産業廃棄物等処理業の許可証の返納)

第12条 産業廃棄物等処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 事業の全部を廃止したとき。

(2) 法第14条第1項若しくは第6項又は法第14条の4第1項若しくは第6項の許可を取り消されたとき。

(3) 法第14条第2項若しくは第7項又は法第14条の4第2項若しくは第7項に規定する許可の期間が満了したとき。

(一部改正〔平成15年規則138号・23年22号〕)

(廃棄物の再生利用業の個別指定)

第13条 省令第2条第2号、省令第2条の3第2号、省令第9条第2号又は省令第10条の3第2号の指定(以下「個別指定」という。)は、再生利用の目的で廃棄物を排出する事業者から無償で引き取った当該廃棄物のみの収集若しくは運搬(以下これらを「再生輸送」という。)又は処分(以下「再生活用」という。)を業として行う者に対し、行うものとする。

2 個別指定を受けようとする者は、再生利用業個別指定申請書により申請をしなければならない。

3 前項の再生利用業個別指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 省令第9条の2第2項各号又は省令第10条の4第2項各号に掲げる書類及び図面

(2) 取引関係を記載した書類

(3) 生活環境保全上の対策を記載した書類

(4) 再生輸送を業として行う者にあっては、再生活用を業として行う者との委託関係を記載した書類

(5) 再生活用を業として行う者にあっては、再生輸送を業として行う者との委託関係を記載した書類(再生輸送を委託する場合に限る。)及び処理工程図

4 個別指定を受けた者(次条の規定により個別指定を受けたものとみなされる者を除く。以下同じ。)は、その廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の範囲を変更しようとするときは、市長の指定を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

5 前項の指定を受けようとする者は、再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書に当該事業の範囲の変更に係る第3項各号に掲げる書類及び図面を添付して市長に申請しなければならない。

(一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕)

(産業廃棄物の再生利用業の一般指定)

第14条 別表目的の欄に掲げる目的で同表産業廃棄物の欄に掲げる産業廃棄物を排出する事業者から無償で引き取った当該産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者は、個別指定を受けたものとみなす。

(一部改正〔平成23年規則22号〕)

(指定証)

第15条 市長は、個別指定をしたときは、個別指定を受けた者に対し、再生利用業個別指定証(以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(一部改正〔平成23年規則22号〕)

(再生利用業個別指定に係る変更の届出)

第16条 個別指定を受けた者は、次に掲げる事項(当該個別指定に係るものに限る。)を変更したときは、当該変更

の日から10日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 事務所及び事業所の所在地
- (3) 再生利用の目的
- (4) 取引関係

2 前項の規定による届出は、再生利用業個別指定変更届出書に当該届出に係る変更事項を明らかにする書類及び図面を添付して行わなければならない。

（一部改正〔平成23年規則22号〕）

（再生利用業個別指定に係る廃止の届出）

第17条 個別指定を受けた者は、その産業廃棄物の再生輸送又は再生活用の事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に再生利用業個別指定廃止届出書により市長にその旨を届け出なければならない。

（一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕）

（指定証の書換え）

第18条 第16条第2項の再生利用業個別指定変更届出書（同条第1項第1号及び第4号に掲げる事項に係るものに限る。）又は前条の再生利用業個別指定廃止届出書（事業の一部の廃止に係るものに限る。）には、指定証を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定証の提出があったときは、当該指定証を書き換えてこれを返付するものとする。

（一部改正〔平成15年規則138号・23年22号〕）

（準用）

第19条 第3条及び第4条の規定は、個別指定を受けた者について準用する。この場合において、第3条中「許可証」とあるのは「指定証」と、「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」とあるのは「再生利用業個別指定証再交付申請書」と、第4条中「許可証」とあるのは「指定証」と、「一般廃棄物処理施設」とあるのは「事業の全部」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕）

第20条 第2条から第4条までの規定は、法第15条第1項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第2条第1項中「前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設設置・変更許可証」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置・変更許可証」と、同条第2項中「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証書換え交付申請書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置・変更許可証書換え交付申請書」と、第3条第2項及び第3項中「一般廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」とあるのは「産業廃棄物処理施設設置・変更許可証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕）

第21条 第6条から第8条までの規定は、法第15条の3の3第1項の認定を受けた者について準用する。この場合において、第6条第1項中「前条の規定により交付した一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証」とあるのは「熱回収施設設置者認定証」と、同条第2項中「一般廃棄物処理施設に係る熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書」とあるのは「熱回収施設設置者認定証書換え交付申請書」とあるのは「熱回収施設設置者認定証再交付申請書」とあるのは「熱回収施設設置者認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

（追加〔平成23年規則22号〕）

（届出台帳の帳簿）

第22条 省令第15条の8第1項の帳簿は、一般廃棄物最終処分場台帳又は産業廃棄物最終処分場台帳とする。

（一部改正〔平成10年規則74号・15年138号・23年22号〕）

（届出台帳の閲覧）

第23条 法第19条の11第3項の規定による請求は、一般廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書又は産業廃棄物最終処分場台帳閲覧請求書によって行わなければならない。

（一部改正〔平成10年規則74号・13年30号・23年22号〕）

（書類の提出部数）

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により提出すべき書類（届出に係るものに限る。）は、正副2通を提出しなければならない。

2 一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び一般廃棄物処理施設変更許可申請書並びに産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び産業廃棄物処理施設変更許可申請書は、市長が必要として求めた場合には、その部数を提出しなければならない。

（一部改正〔平成13年規則30号・15年138号・23年22号〕）

(書類の様式)

第25条 第1条の2第1項第1号の一般廃棄物処理施設設置許可申請書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

(一部改正〔平成13年規則30号・23年22号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成4年広島県規則第55号。以下「県規則」という。）の規定により広島県知事が行った交付その他の行為又はこの規則の施行の際現に県規則の規定により広島県知事に対して行っている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長の行った交付その他の行為又は市長に対して行った申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

4 内海町及び新市町の編入（次項において「編入」という。）の日前に県規則の規定によりされた申請その他の行為で、同日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係ものは、この規則の相当規定によりされた申請その他の行為とみなす。

(追加〔平成15年規則64号〕、一部改正〔平成17年規則35号〕)

5 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係ものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

(追加〔平成15年規則64号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

6 前2項の規定は、沼隈町の編入について準用する。

(追加〔平成17年規則35号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

7 附則第4項及び第5項の規定は、神辺町の編入について準用する。

(追加〔平成18年規則50号〕)

附 則（平成10年6月15日規則第74号）

この規則は、平成10年6月17日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第30号）

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成12年厚生省令第101号）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）及び改正前の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する書類は、改正後の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に規定する書類とみなす。

附 則（平成15年1月31日規則第64号）

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第35号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第50号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第22号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

(一部改正〔平成23年規則22号〕)

産業廃棄物	目的
1 汚泥のうちカーバイドスラリー（有害物質を含むものを除く。）	中和剤として利用
2 汚泥のうち廃活性炭（有害物質を含むものを除く。）	活性炭の製造
3 汚泥のうち有機性汚泥（有害物質を含むものを除く。）	土壤改良剤（コンポスト等）又は肥料の製造
4 汚泥のうち石こう（有害物質を含むものを除く。）	セメントの製造
5 廃油（有害物質を含むもの及びタールピッチを除く。）	再生油の製造又は燃料としての利用
6 廃プラスチック類のうち熱可塑性樹脂くず（ポリ塩化ビフェニール汚染物を除く。）	再生プラスチック若しくはその原料としてのペレット等粉碎プラスチックの製造又は合成繊維の製造
7 廃プラスチック類のうち合成ゴムくず	合成ゴム若しくは再生タイヤの製造又は緩衝材若しくは燃料としての利用
8 木くず	燃料、肥料若しくは建材の製造又は燃料としての利用
9 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	飼肥料の製造又は飼肥料としての利用
10 ゴムくず	再生ゴムの製造
11 鉱さい（有害物質を含むものを除く。）	骨材の製造又は有価物の回収
12 動物のふん尿	肥料の製造又は肥料としての利用
13 ダスト類のうちフライアッシュ（有害物質を含むものを除く。）	骨材若しくはセメントの製造又はアスファルトフィラード道路の舗装材としての利用

(3) 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例

平成5年12月22日
条例第33号

福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）の例によるほか、次のとおりとする。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難物 市による適正な処理が困難となっている一般廃棄物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を推進するとともに、廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとする。

- 2 市は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めるものとする。
- 3 市は、廃棄物の排出の抑制、再生利用及び適正な処理に関する情報の収集、調査研究等に努めなければならない。
- 4 市は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を促進し、生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 市民は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（散乱ごみの防止）

第6条 何人も公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）に紙くず、吸い殻、空き缶等を捨てないようにしなければならない。

- 2 公共の場所でビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した、ビラ、チラシ等を速やかに清掃するよう努めなければならない。
- 3 容器入り飲料及び食料を販売する者は、飲料等を販売する場所へ回収容器を設け、空き缶等を散乱させないよう当該回収容器を適正に管理しなければならない。
- 4 土地又は建物の占有者（占有者がいる場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物を適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。
- 5 土木、建築等工事の施行者は、不法投棄の誘発、都市美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。
- 6 市は、地域の実情に応じたごみの散乱防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 法第5条の7の規定により、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、福山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、市長へ答申する。
- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験者、市職員等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成13年条例21号・15年63号〕)

(廃棄物減量等推進員)

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、市の施策に協力して、市民の意識啓発、一般廃棄物の減量等の活動を行う。

(一般廃棄物処理計画)

第9条 市長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に規定する一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画（以下「処理計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

3 市長は、処理計画に変更があったときは、その都度告示するものとする。

(他の地方公共団体との協力等)

第10条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理の実施に関して、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は他の地方公共団体と調整を図らなければならない。

(適正処理困難物)

第11条 市長は、法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定するもの以外のものを、適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、告示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、回収等の必要な協力を求めることができる。

(一部改正〔平成13年条例21号〕)

(占有者の協力義務)

第12条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は自ら処分するよう努めるとともに、自ら処分しない家庭系廃棄物については、種別ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら一般廃棄物を処理する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条に定める一般廃棄物処理基準に準じて処理しなければならない。

(家庭系廃棄物の持去りの禁止)

第12条の2 市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者は、前条第1項の規定により所定の場所に持ち出された家庭系廃棄物を持ち去ってはならない。

(追加〔平成17年条例135号〕)

(排出規制廃棄物)

第13条 土地又は建物の占有者は、市が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しい悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物として政令第1条第1号に定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理機能に支障を生ずる物

2 土地又は建物の占有者は前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(一般廃棄物の受入拒否)

第14条 土地又は建物の占有者（運搬の委託を受けた者を含む。）は、一般廃棄物を市長の指定する処理施設に搬入する場合には、市長の定める基準に従わなければならない。

2 市長は、前項に定める基準に従わない者が搬入しようとする一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理の届出)

第15条 土地又は建物の占有者は、し尿の処理を受けようとするとき、又は犬、ねこ等の死体の処理を受けようと/orするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出に係る事項に変更を生じた場合において、継続して処理を受けようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(多量の家庭系廃棄物)

第16条 市長は、多量の家庭系廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該家庭系廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる。

(多量の事業系一般廃棄物)

第17条 市長は、多量の事業系一般廃棄物を排出する土地又は建物の占有者（以下「多量排出事業者」という。）に対して、当該一般廃棄物の減量に関する計画書の作成及び提出並びに当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 市長は、前項の計画の実施について調査し、及び指導することができる。

3 多量排出事業者は、前項の規定による調査及び指導に協力しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第18条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により一般廃棄物の収集、運搬及び処分について徴収する手数料は、別表のとおりとする。

2 別表（第1号の規定を除く。）の手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、天災その他特別の事情があると認めたときは、第1項の手数料を減免することができる。

(一部改正〔平成12年条例29号〕)

(市が処分する産業廃棄物)

第19条 市が処分する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内の量とし、市長がその都度指定するものとする。

(産業廃棄物処分費用)

第20条 前条に定める産業廃棄物の処分に要する費用は、次に定めるところにより徴収する。

(1) 焼却処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(2) 埋立処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(3) 破碎、選別処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

(4) RDF化による処分

10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。

2 前項の費用徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、第1項の費用を減免することができる。

(一部改正〔平成7年条例51号・12年68号・15年63号・18年70号・26年50号〕)

(一般廃棄物処理業に係る許可申請手数料)

第21条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(2) 一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者 1件 10,000円

(4) 一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者 1件 10,000円

(5) 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の変更の許可を受けようとする者 1件 10,000円

(6) 許可証の再交付を受けようとする者 1件 2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第22条 市長は、前条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、前項の許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業に係る許可申請手数料)

第23条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

- (1) 清掃業の許可を受けようとする者 1件 10,000円
- (2) 清掃業に係る許可証の再交付を受けようとする者 1件 2,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第24条 市長は、前条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者が、この許可証を紛失等したときは、第22条第2項の規定を準用する。

(報告の徵収)

第25条 市長は、法第18条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第26条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第27条 市長は、第17条第1項の規定による計画書を提出しなかった者及び同条第3項の調査及び指導に協力しなかった者に対し、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

2 市長は、市又は市から収集若しくは運搬の委託を受けた者その他市長が適当と認める者以外の者が、第12条の2の規定に違反して、家庭系廃棄物を持ち去ったときは、その者に対し、当該行為を行わないよう指導することができる。

(一部改正〔平成17年条例135号〕)

(公表)

第28条 市長は、前条の規定により勧告又は指導を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(一部改正〔平成9年条例1号・17年135号〕)

(技術管理者の資格)

第29条 法第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（同令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（同令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（追加〔平成24年条例61号〕、一部改正〔平成26年条例50号・31年39号〕）

（関係法令の活用）

第30条 市は、この条例の施行に関し必要があるときは、廃棄物等の投棄を禁止する関係法令の罰則規定の活用を図るものとする。

（一部改正〔平成24年条例61号〕）

（委任）

第31条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

（一部改正〔平成24年条例61号〕）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前になされた一般廃棄物の処理の届出は、この条例第15条の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 3 前項に規定する場合のほか、この条例による改正前の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例に基づいてしたものとみなす。

（内海町及び新市町の編入に伴う経過措置）

- 4 内海町及び新市町の編入の日（次項において「編入日」という。）前に内海町廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成10年内海町条例第5号。以下「内海町条例」という。）第15条、第16条第1項若しくは第2項若しくは第18条第3項の規定によりされた指示、勧告若しくは公表又は新市町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年新市町条例第2号。以下「新市町条例」という。）第9条の規定によりされた指示は、この条例の相当規定によりされた指示、勧告又は公表とみなす。

（追加〔平成14年条例92号〕、一部改正〔平成16年条例73号〕）

- 5 編入日前に内海町条例第25条又は新市町条例第16条の規定により交付された許可証は、第22条又は第24条の規定により交付された許可証とみなす。

（追加〔平成14年条例92号〕）

- 6 内海町及び新市町の区域内において平成15年3月31日までに収集されたし尿に係るし尿処理手数料については、第18条第1項及び別表の規定にかかるわらず、内海町又は新市町の例による。

（追加〔平成14年条例92号〕）

（沼隈町の編入に伴う経過措置）

- 7 沼隈町の編入の日前に沼隈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年沼隈町規則第78号）第8条の規定により交付された許可証は、第22条又は第24条の規定により交付された許可証とみなす。

（追加〔平成16年条例73号〕）

- 8 沼隈町の区域内において平成17年3月31日までに収集されたし尿に係るし尿処理手数料については、第18条第1項及び別表の規定にかかるわらず、沼隈町の例による。

（追加〔平成16年条例73号〕）

（神辺町の編入に伴う経過措置）

- 9 神辺町の編入の日（以下「編入日」という。）前に神辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成9年神辺町条例第6号。以下「神辺町条例」という。）第16条、第17条第1項若しくは第2項、第25条又は第26条の規定によりされた指示、指導、勧告又は公表は、この条例の相当規定によりされた指示、指導、勧告又は公表とみなす。

（追加〔平成17年条例135号〕）

- 10 編入日前に神辺町条例第20条又は第22条の規定により交付された許可証は、第22条又は第24条の規定により交

付された許可証とみなす。

(追加〔平成17年条例135号〕)

- 1 1 神辺町の区域内において、平成18年3月31日までに収集されたし尿に係るし尿処理手数料については、第18条第1項及び別表の規定にかかわらず、神辺町条例の例による。

(追加〔平成17年条例135号〕)

附 則(平成6年3月24日条例第10号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

- 2 福山市証紙条例(昭和41年条例第27号)の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則(平成7年3月23日条例第16号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月20日条例第51号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月21日条例第13号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第1号抄)

(施行期日)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第28号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日条例第13号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月23日条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月14日条例第29号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月19日条例第68号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月23日条例第21号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月20日条例第92号)

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則(平成15年3月25日条例第24号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年12月22日条例第63号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月12日条例第18号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月20日条例第73号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成17年12月20日条例第135号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則に3項を加える改正規定 平成18年3月1日

- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成18年4月1日

附 則(平成18年12月28日条例第70号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第61号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第50号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第29条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第39号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条第6号及び第7号の改正規定 平成31年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成31年10月1日

別表（第18条関係）

（一部改正〔平成6年条例10号・7年16号・51号・8年13号・9年28号・10年13号・11年10号・12年29号・68号・15年24号・63号・16年18号・18年70号・26年50号・31年39号〕）

(1) し尿処理手数料	
従量制	90リットルまでは、1,320円、90リットルを超える分は18リットル（18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ。）につき210円（備考第1項ただし書の規定による従量制にあっては、90リットルまでは930円、90リットルを超える分は18リットルにつき160円）
人頭制	基本料金+320円×世帯人員×月数
(備考)	
1 従量制は、不特定又は多数の者が使用するもの（事業所、事務所、興行場、学校、病院、診療所その他これらに類するもの）に、人頭制は、それ以外のものに適用する。ただし、人頭制を適用するものであっても、1か月に2回以上くみとりの場合又は5か月以上に1回くみとりの場合は従量制によることとし、その他特別の事情により人頭制によることが不適当と認められるものについては、従量制によることができる。	
2 基本料金は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。この場合特別な作業を要すると認められるものについては、第1号に掲げる金額に作業困難の度合いによって70円又は210円を、第2号に掲げる金額に140円を加算することができる。	
(1) 長さが30メートル以下のホースにより収集する場合 290円	
(2) 長さが30メートルを超えて60メートル以下のホースを必要とする場合 360円	
(3) 長さが60メートルを超えるホースを必要とする場合 500円	
3 便槽の数が1を超えるときは、人頭制による手数料の額にその超える1便槽につき150円を加算する。	
4 2か月以上に1回くみとりの場合、人頭制による手数料の額に当該月数から1を減じた数に70円を乗じた額を加算することができる。	
5 下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項の規定により水洗便所に改造しなければならない期間を経過したものは、従量制又は人頭制による手数料の額にくみとり1回につき730円を加算する。ただし、次項本文の規定の適用を受けるものを除く。	
6 仮設便所のくみとりの場合、従量制による手数料の額にくみとり1回につき1,040円を加算する。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。	
7 世帯人員は、第15条の規定による届出に基づく人員によるものとし、必要と認めたときは、住民基本台帳又は実態調査に基づいた人員によることができる。	
(2) 固形状一般廃棄物処分手数料	
ア 焼却処分	
10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。	
イ 埋立処分	
10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。	
ウ 破碎、選別処分	
10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。	
エ RDF化による処分	
10キログラム以下の場合は160円とし、10キログラムを超える場合は160円に10キログラムまでごとに160円を加算した額とする。	
(3) 犬、ねこ等の死体処理手数料	
1頭につき 1,000円	
(4) 犬、ねこ等の死体処分手数料	
1頭につき 300円	

(4) 福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則

平成6年3月31日
規則第20号

福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和47年規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び福山市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成5年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、法、浄化槽法及び条例の例による。

（清潔の保持の指導及び勧告）

第3条 市長は、みだりに廃棄物が捨てられ、生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地の占有者又は管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

（大掃除の実施）

第4条 市長は、法第5条第3項の規定による大掃除の実施については、日時、区域、方法等を定めて告示するものとする。

（一部改正〔平成23年規則13号〕）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条 条例第7条に規定する福山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発に関すること。
- (3) 廃棄物の再生利用の推進に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

（一部改正〔平成12年規則29号・15年73号・16年17号〕）

（受入基準）

第6条 条例第14条第1項に規定する市長の定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 本市の処理区域（法第6条第1項の一般廃棄物処理計画に定める区域をいう。）内で生じた一般廃棄物であること。
- (2) 本市の処理施設で処理できる性状、形状及び量の一般廃棄物であること。
- (3) 本市の処理施設において、設備及び処理業務に支障を生じさせない一般廃棄物であること。
- (4) その他本市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める事項に該当する一般廃棄物であること。

（一般廃棄物の処理の届出）

第7条 条例第15条の規定により、し尿の処理を受けようとするときは、所定のし尿くみとり届書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届書の提出があったときは、条例第9条の規定による処理計画の範囲内において届出を受理するものとする。

（犬、ねこ等の死体の処理の届出）

第8条 条例第15条の規定により、犬、ねこ等の死体の処理を受けようとするときは、所定の犬、ねこ等の死体処分届書を市長に提出しなければならない。

2 前項の死体は、他の廃棄物と別にしておかなければならない。

（多量の家庭系廃棄物）

第9条 条例第16条に規定する多量の家庭系廃棄物の量は、次のとおりとする。

- (1) ごみ 1日平均排出量10キログラム以上 一時の排出量50キログラム以上
- (2) 粗大ごみ 一時の排出量100キログラム以上
- (3) 他の一般廃棄物 市長が別に定める量以上
(多量排出事業者)

第10条 条例第17条に規定する多量排出事業者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が別に定めるもの
(一部改正〔平成12年規則68号〕)

(一般廃棄物減量等計画書)

第11条 事業者は、次に掲げる事項を記載した条例第17条第1項の計画書（以下「計画書」という。）を市長の求めに応じて提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出量、処分量及び減量化の前年度実績並びに当該年度の見込み
- (2) 前年度実績の自己評価
- (3) 減量及び資源化の方法
- (4) その他一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項

2 事業者は、前項の計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(改善指導等)

第12条 市長は、計画書の計画が適当でないと認めるときは、当該事業者に対して、その計画の変更を指示することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による指示に従わないと、又は計画書の計画を実施していないと認めるときは、当該事業者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(受入れの拒否)

第13条 市長は、事業者が前条第2項の指導に従わなかったときは、当該事業者から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第14条 法第7条第1項及び第6項の一般廃棄物処理業は、法に定めるもののほか、次の各号（第3号にあっては、市長が特に認める場合は、この限りでない。）に該当し、かつ、市長が必要と認めた場合に許可するものとする。

- (1) 業務を遂行するに足りる設備、器材、人員及び経理的基礎を有し、かつ、業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
- (2) 自ら業務を実施する者であること。
- (3) 市内に住所又は事務所を有する者であること。

(一部改正〔平成6年規則49号・15年138号〕)

(浄化槽清掃業の許可基準)

第15条 浄化槽法第35条第1項の浄化槽清掃業は、次の各号に該当する者について許可するものとする。

- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に規定する技術上の基準を有しているものであること。
- (2) 前条各号に該当すること。

(一部改正〔平成13年規則1号〕)

(一般廃棄物処理業の許可申請)

第16条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請した事項を変更しようとするときは、その理由を記し、事前に市長に届け出なければならない。

3 法第7条の2の規定により一般廃棄物処理業者が事業の範囲を変更しようとするときは、前2項の規定を準用する。

(一部改正〔平成15年規則138号〕)

(浄化槽清掃業の許可申請)

第17条 凈化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の申請については、前条の規定を準用する。

(許可証の交付)

第18条 市長は、前2条の許可をした者（以下「許可業者」という。）に対し、一般廃棄物処理業許可証又は浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）を交付する。

2 浄化槽清掃業の許可の有効期間は、許可の日から起算して2年とする。

3 許可証を失又はき損したときは、その理由を記して、き損のときは、その許可証を添えて、再交付の申請をしなければならない。

（一部改正〔平成10年規則59号〕）

(許可の取消し等)

第19条 市長は、法第7条の3及び第7条の4並びに浄化槽法第41条第2項の規定により、その事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すときは、所定の事業停止命令書又は許可取消書により行うものとする。

2 前項の規定によりその事業の停止を命じ、又は許可を取り消したことにより損害が発生しても、市長はその賠償の責めを負わない。

（一部改正〔平成15年規則138号〕）

(事業の廃止及び休止)

第20条 許可業者は、その事業を廃止又は休止しようとするときは、その1か月前にその理由を記して市長に届け出なければならない。

(許可証の返納)

第21条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに許可証を市長に返納しなければならない。

(1) 法第7条の4及び浄化槽法第41条第2項の規定により許可の取消処分を受けたとき。

(2) 許可の期間が満了したとき。

(3) 許可証の再交付を受けた後において許可証を発見したとき。

2 法第7条の3第1項及び浄化槽法第41条第2項の規定により、事業の全部の停止処分を受けた者は、停止期間中、許可証を返納しなければならない。

3 許可業者が廃業、死亡、合併又は解散したときは、それぞれ本人、相続人その他地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出て、許可証を返納しなければならない。

（一部改正〔平成15年規則138号〕）

(許可業者の遵守事項)

第22条 許可業者は法及び浄化槽法等関係法令に規定するもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) 事務所に許可証を保管し、市長に提示を求められたときは、これを提示しなければならないこと。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸し付けてはならないこと。

(3) その他市長が指示する事項

(同業者団体の届出)

第23条 許可業者が、同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて7日以内に市長に届け出なければならない。

2 組合規約の変更又は組合員に異動があったときは、その都度市長に届け出なければならない。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

（一部改正〔平成15年規則33号〕）

(経過措置)

2 この規則による改正前の福山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則に基づいてしたものとみなす。

（一部改正〔平成15年規則33号〕）

3 審議会の委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は、第5条第5項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(新市町の編入に伴う経過措置)

4 新市町の編入の日前に新市町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和50年新市町規則第5号。以下「新市町規則」という。）の規定によりされた申請は、この規則の相当規定によりされた申請とみなす。

(追加〔平成15年規則33号〕)

- 5 新市町の編入の際現に新市町規則第4条に規定する様式により使用されている申請書は、第16条に規定する様式による許可申請書とみなす。

(追加〔平成15年規則33号〕)

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

- 6 沼隈町の編入の日前に沼隈町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年沼隈町規則第78号。以下「沼隈町規則」という。）の規定によりされた申請は、この規則の相当規定によりされた申請とみなす。

(追加〔平成17年規則36号〕)

- 7 沼隈町の編入の際現に沼隈町規則第7条に規定する様式により使用されている申請書は、第16条に規定する様式による許可申請書とみなす。

(追加〔平成17年規則36号〕)

附 則（平成6年11月30日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第59号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年8月7日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成15年1月31日規則第33号）

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第73号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月1日規則第138号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第17号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第36号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日規則第13号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(5) 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成12年9月27日
条例第60号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る届出に際し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「報告書等」という。）の縦覧手続並びに生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）の提出の方法を定めることにより、当該一般廃棄物処理施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者に意見書を提出する機会を付与することを目的とする。

（一部改正〔平成23年条例10号・31年40号〕）

(対象となる施設の種類)

第2条 報告書等の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「施設」という。）とする。

(縦覧の告示)

第3条 市長は、法第9条の3第2項（同条第9項（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により報告書等を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧に供する場所（以下「縦覧の場所」という。）及び期間（以下「縦覧の期間」という。）のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

（一部改正〔平成31年条例40号〕）

(縦覧の場所及び期間)

第4条 縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 福山市の事務所
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 縦覧の期間は、告示の日から1月間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設に係る法第9条の3第2項の規定による届出をしようとする場合にあっては、1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）とする。

（一部改正〔平成15年条例31号・17年2号・31年40号〕）

(意見書の提出先等の告示)

第5条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

（一部改正〔平成31年条例40号〕）

(意見書の提出先及び提出期限)

第6条 前条の意見書の提出先は、次に掲げる場所とする。

- (1) 福山市の事務所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 前条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第4条第2項の縦覧の期間満了日の翌日から起算して2週間（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設に係る法第9条の3第2項の規定による意見書を提出する機会の付与をしようとする場合にあっては、2週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間）を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

（一部改正〔平成15年条例31号・17年2号・31年40号〕）

(他の市町村との協議)

第7条 市長は、施設の設置に関する区域が次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

- (1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。
- (2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。
- (3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、福山市の区域に属さない地域が含まれているとき。

(一部改正〔平成31年条例40号〕)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例)

第8条 法第9条の3の3第1項に規定する委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、同条第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設（以下「仮設焼却施設」という。）の設置又は変更に関し受託者が実施した生活環境影響調査の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類（以下「受託者報告書等」という。）を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 受託者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 受託者の連絡先
- (3) 仮設焼却施設の名称
- (4) 仮設焼却施設の設置の場所
- (5) 仮設焼却施設の種類
- (6) 仮設焼却施設において処理する一般廃棄物の種類
- (7) 仮設焼却施設の能力
- (8) 実施した生活環境影響調査の項目

(追加〔平成31年条例40号〕)

第9条 受託者報告書等の縦覧の場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 福山市の事務所
- (2) 受託者の市内の事務所又は受託者が利用できる市内の場所
- (3) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 受託者報告書等の縦覧の期間は、公表の日から1月の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間とする。

(追加〔平成31年条例40号〕)

第10条 受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を公表しなければならない。

(追加〔平成31年条例40号〕)

第11条 前条の意見書の提出先は、第6条第1項各号に掲げる場所とする。

2 前条の規定による公表があったときは、仮設焼却施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第9条第2項の縦覧の期間満了日の翌日から起算して2週間の範囲内において非常災害の状況を勘案して市長が定める期間を経過する日までに、受託者に意見書を提出することができる。

(追加〔平成31年条例40号〕)

第12条 受託者は、仮設焼却施設の設置に関する区域が第7条各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に受託者報告書等の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議しなければならない。

(追加〔平成31年条例40号〕)

(環境影響評価との関係)

第13条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第27条又は広島県環境影響評価に関する条例（平成10年広島県条例第21号）第22条第1項に基づく環境影響評価（生活環境影響評価に相当する内容を有するものに限る。）に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から第6条まで及び第8条から第11条までに定める手続を経たものとみなす。

(追加〔平成31年条例40号〕)

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成31年条例40号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月25日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月24日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月25日条例第10号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月25日条例第40号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(6) 福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成12年9月27日

規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市等が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成12年条例第60号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成31年規則35号〕）

(縦覧の日時)

第2条 条例第4条第2項及び第9条第2項の縦覧の期間のうち縦覧に供する日及び時間は、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（一部改正〔平成19年規則6号・21年34号・31年35号〕）

(遵守事項)

第3条 縦覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

（一部改正〔平成31年規則35号〕）

(市民の意見書の記載事項)

第4条 条例第6条第2項及び第11条第2項の意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

（一部改正〔平成31年規則35号〕）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日規則第34号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第35号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(7) 福山市リサイクルプラザ条例

平成12年3月14日
条例第30号

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の減量、資源の有効利用など地球温暖化対策の推進その他の環境全般に関する情報及び体験の場を市民に提供することにより、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に資するため、福山市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）を設置する。

（一部改正〔令和5年条例18号〕）

(位置)

第2条 リサイクルプラザの位置は、次のとおりとする。

福山市箕沖町107番地2

（一部改正〔平成19年条例6号〕）

(事業)

第3条 リサイクルプラザにおいては、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 環境に係る情報の収集及び啓発に関すること。
- (2) 環境に係る講座等の開催に関すること。
- (3) 環境に係る各種団体及び企業との連携に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

（一部改正〔令和5年条例18号〕）

(使用の許可)

第4条 リサイクルプラザの研修室、会議室、和室又はリサイクル体験室（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）に当たり、リサイクルプラザの管理上必要があるときは、条件を付けることができる。

（一部改正〔令和5年条例18号〕）

(使用許可の基準)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、研修室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他リサイクルプラザの管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第6条 研修室等の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、使用許可の際納付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔令和5年条例18号〕）

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（追加〔令和5年条例18号〕）

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（追加〔令和5年条例18号〕）

(使用許可の取消等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は研修室等の使用を停止し、その他必要な措置を講ずることができる。

- (1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許可を受けた目的以外に研修室等を使用し、又は使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が判明し、又は生じたとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により使用許可を受けたとき。

2 前項の規定による処分により、使用者が被る損害については、市はその賠償の責めを負わない。

(一部改正〔令和5年条例18号〕)

(特別設備等の制限等)

第10条 使用者は、特別な設備をし、又は備付けの器具以外の器具を持ち込み使用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、使用者の負担において特別な設備をすることを命ずることができる。

(一部改正〔令和5年条例18号〕)

(使用後の処置)

第11条 使用者は、研修室等の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に復して返還するものとする。第9条第1項の規定により使用許可を取り消されたときも、同様とする。

(一部改正〔令和5年条例18号〕)

(入場の制限)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、入場を拒み、又は退場を命ずることができ

る。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- (4) その他リサイクルプラザの管理上支障がある者

(一部改正〔令和5年条例18号〕)

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失により、リサイクルプラザの建物又は附属設備若しくは備付けの器具を損傷した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(一部改正〔令和5年条例18号〕)

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成16年条例31号・17年72号・令和5年18号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第4条から第8条まで、第12条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成12年規則第57号により平成12年9月1日から施行)

(平成12年規則第58号により附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成12年6月1日から施行)

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成16年6月24日条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年8月1日から施行する。

(福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第112号）の一部を次のように改正する。

(次のように略)

附 則（平成17年9月27日条例第72号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第18号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受けている第4条第1項の規定による許可に係る使用料については、当該許可に関する限りにおいて、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

（追加〔令和5年条例18号〕）

使用区分	1時間当たりの使用料
研修室	910円
会議室	300円
リサイクル体験室	540円
和室	70円

(8) 福山市リサイクルプラザ条例施行規則

平成12年5月29日
規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市リサイクルプラザ条例（平成12年条例第30号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 福山市リサイクルプラザ（以下「リサイクルプラザ」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

(休館日)

第3条 リサイクルプラザの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 毎週月曜日（その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項前段の規定による使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福山市リサイクルプラザ使用許可申請書により市長に申請をしなければならない。

2 前項の申請は、その申請に係る使用日前2月に当たる日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

(使用許可書の交付等)

第5条 市長は、使用許可をしたときは、福山市リサイクルプラザ使用許可書（以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、リサイクルプラザの研修室、会議室、和室又はリサイクル体験室（以下「研修室等」という。）を使用する際にリサイクルプラザの職員（以下「職員」という。）に使用許可書を提示しなければならない。

（一部改正〔令和5年規則28号〕）

(使用の中止又は変更)

第6条 使用者は、研修室等の使用を中止しようとするときは、速やかに福山市リサイクルプラザ使用中止届により市長に届け出なければならない。

2 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、速やかに福山市リサイクルプラザ使用許可事項変更申請書に使用許可書を添付して市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可について準用する。

(使用時間)

第7条 研修室等の使用時間は、使用許可を受けた時間内とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、使用を開始した後においては、使用時間を延長することができない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

（追加〔令和5年規則28号〕）

(使用料の減免)

第8条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 環境に関する活動又は学習等の目的のために使用するとき。

(2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

2 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、福山市リサイクルプラザ使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

（追加〔令和5年規則28号〕）

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により研修室等の使用ができなくなったとき。
 - (2) その他市長が相当の理由があると認めるとき。
- 2 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、福山市リサイクルプラザ使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。
- (追加〔令和5年規則28号〕)

(使用者等の遵守事項)

第10条 使用者及び入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 許可なく印刷物を掲示し、又は配布しないこと。
- (3) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 備付けの器具をリサイクルプラザ外に持ち出さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員が管理上の必要に基づいて行う指示に従うこと。

(一部改正〔令和5年規則28号〕)

(建物等損傷の届出)

第11条 リサイクルプラザの建物又は附属設備若しくは備付けの器具を損傷した者は、福山市リサイクルプラザ建物等損傷届により市長に届け出なければならない。

(一部改正〔令和5年規則28号〕)

(書類の様式)

第12条 第4条第1項の福山市リサイクルプラザ使用許可申請書その他のこの規則に規定する書類の様式は、市長が別に定める。

(全部改正〔平成16年規則37号〕、一部改正〔令和5年規則28号〕)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第4条、第5条第1項、第6条及び第9条から第15条までの規定は、条例附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（平成12年6月1日）から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第73号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第37号）

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第28号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(9) 福山市浄化槽法施行細則

平成10年3月31日
規則第27号

(趣旨)

第1条 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の施行については、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）及び浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（一部改正〔平成12年規則19号・13年1号・令和2年19号〕）

（浄化槽の設置等の届出書に係る添付書類）

第2条 共同省令第3条第1項及び第4条第1項に規定する届出書には、それぞれ共同省令第3条第2項及び第4条第2項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設置場所付近の見取図
- (2) 建築物及び浄化槽の配置図
- (3) 建築物の各階平面図
- (4) 給排水管図（排水勾配を付記したもの）
- (5) 浄化槽構造図（浄化槽認定シート）
- (6) 放流に関する誓約書
- (7) 処理対象人員算定表
- (8) 浄化槽設置管理票
- (9) 建売住宅等の場合にあっては、建売住宅等売買契約に係る引継誓約書
- (10) 法第7条に規定する水質に関する検査の依頼書

（一部改正〔平成12年規則19号〕）

（浄化槽の使用開始報告書等）

第3条 法第10条の2各項に規定する報告書は、それぞれ浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者変更報告書及び浄化槽管理者変更報告書とする。

（一部改正〔平成12年規則19号〕）

（書類の様式）

第4条 前条に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

（一部改正〔令和2年規則19号〕）

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（一部改正〔令和2年規則19号〕）

附 則（平成12年3月31日規則第19号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成18年1月31日規則第2号）

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第19号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(10) 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例

平成9年12月22日
条例第59号

(目的)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設けること等により、浄化槽の適正な管理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「浄化槽保守点検業」とは、浄化槽の保守点検を行う事業をいう。

2 この条例において「浄化槽保守点検業者」とは、次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。

(登録)

第3条 市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域（以下「営業区域」という。）

(5) 第11条第1項に規定する浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者（法人にあってはその役員を、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者にあってはその法定代理人を含む。）が第7条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面

(2) 第11条第3項に規定する器具等の明細を記載した書面

(3) 申請者が営業区域において確実に連絡を取ることのできる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書面

(4) その他規則で定める書類

(登録の実施、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付等)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、第7条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録年月日、登録番号及び登録の有効期間を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録をした浄化槽保守点検業者に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(浄化槽保守点検業者登録証)

第6条 市長は、前条第1項の規定による登録をしたときは、その登録をした浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

2 登録証の交付、再交付、書換え及び返納に関して必要な事項は、規則で定める。

(登録の拒否)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な

事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第16条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 净化槽保守点検業者（法人であるものに限る。）が第16条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第16条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第11条第1項から第3項までに規定する要件のいずれかを欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（一部改正〔平成23年条例31号〕）

（変更の届出）

第8条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第5条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

（廃業等の届出）

第9条 浄化槽保守点検業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該浄化槽保守点検業に係る営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合 浄化槽保守点検業者であった個人又は浄化槽保守点検業者であった法人の役員

（登録の抹消）

第10条 市長は、前条の規定による届出があった場合（同条の規定による届出がなくて同条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合を含む。）又は登録がその効力を失った場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

（浄化槽管理士の設置等）

第11条 浄化槽保守点検業者は、市の区域内に営業所を設置し、営業所ごとに、浄化槽管理士を置かなければならぬ。

2 前項の規定により置かれる浄化槽管理士は、当該営業所の営業区域において専任でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、この限りでない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに、規則で定める器具等を備えなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前3項の規定のいずれかに抵触する営業所が生じたときは、2週間以内にこれらの規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。

5 浄化槽保守点検業者は、第1項の規定により営業所ごとに置いた浄化槽管理士に、市長が定める研修を、第3条第2項に定める登録の有効期間において1回以上受けさせなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（一部改正〔令和2年条例22号〕）

（浄化槽保守点検業者の義務）

第12条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士の資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督し、又は浄化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認め

たときは、速やかに、その旨を浄化槽管理者（浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託している場合にあっては、浄化槽管理者及びその委託を受けている浄化槽清掃業者）に通知しなければならない。

- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の委託を受けた場合においては、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽について、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けさせるよう努めなければならない。
- 4 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士にその職務を行わせるときは、規則で定める浄化槽管理士証を携帯させなければならない。

(標識の掲示)

第13条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第14条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示)

第15条 市長は、浄化槽の保守点検業務の実施について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽保守点検業者に対し、必要な指示をすることができる。

(登録の取消し、事業の停止等)

第16条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第7条第1項第1号、第3号又は第5号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第8条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 前条の規定による指示（書面によって行われたものに限る。）に従わず、情状が特に重いとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第7条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

(報告の徴収、立入検査等)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に関し報告をさせることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第18条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第3条第1項の登録を受けようとする者 1件につき33,100円
- (2) 第3条第3項の登録を受けようとする者 1件につき31,100円
- (3) 浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者 1件につき1,000円
- (4) 登録証の再交付又は書換えを受けようとする者 1件につき2,500円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、浄化槽保守点検業者の登録に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第16条第1項の規定による命令に違反した者

第21条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (2) 第17条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第17条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(登録等の処分、申請等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前に、広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年広島県条例第14号。以下「県条例」という。）の規定により広島県知事がした登録等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に県条例の規定により広島県知事に対してしている登録の申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）で、この条例の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの条例の適用については、この条例の相当規定により市長がした処分等の行為又は市長に対して申請等の行為とみなす。
- 3 前項の場合において、第3条第2項の有効期間は、県条例第3条第1項若しくは第3項の規定により広島県知事がした登録若しくは更新の登録の日又は同条第5項に規定する従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(登録証に関する経過措置)
- 4 附則第2項の場合において、県条例第5条第2項の規定により交付された浄化槽保守点検業者登録証は、第6条第1項の規定により交付された登録証とみなす。
(罰則に関する経過措置)
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)
- 6 内海町及び新市町の編入の日（以下この項及び附則第8項において「編入日」という。）前に、県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。
(追加〔平成14年条例93号〕、一部改正〔平成16年条例74号〕)
- 7 前項の場合において、県条例第5条第2項の規定により交付された浄化槽保守点検業者登録証は、第6条第1項の規定により交付された登録証とみなす。
(追加〔平成14年条例93号〕)
- 8 編入日前に内海町及び新市町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。
(追加〔平成14年条例93号〕)
(沼隈町の編入に伴う経過措置)
- 9 沼隈町の編入の日（以下この項及び附則第11項において「編入日」という。）前に、県条例の規定によりされた処分、手續その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この条例の相当規定によりされた処分、手續その他の行為とみなす。
(追加〔平成16年条例74号〕)
- 10 前項の場合において、県条例第5条第2項の規定により交付された浄化槽保守点検業者登録証は、第6条第1項の規定により交付された登録証とみなす。
(追加〔平成16年条例74号〕)
- 11 編入日前に沼隈町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。
(追加〔平成16年条例74号〕)
(神辺町の編入に伴う経過措置)
- 12 附則第6項及び第7項の規定は、神辺町の編入について準用する。
(追加〔平成17年条例136号〕)
- 13 神辺町の編入の日前に同町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。
(追加〔平成17年条例136号〕)

附 則（平成14年12月20日条例第93号）

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第74号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第136号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第31号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和2年3月18日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に第3条第1項又は第3項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第11条第5項の規定は、適用しない。

(11) 福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則

平成10年3月31日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成9年条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書)

第2条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書とする。

2 条例第3条第3項の登録に係る条例第4条第1項の申請書は、条例第3条第2項の有効期間満了日の30日前までに提出しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

第3条 条例第4条第2項第4号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が交付を受けた浄化槽管理士免状の写し
- (3) 営業所の位置を示す図面
- (4) 登録の有効期間における浄化槽管理士の研修計画
- (5) 条例第3条第3項の規定による更新の登録の場合にあっては次に掲げる書類
 - ア 浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）
 - イ 浄化槽管理士の研修の受講証明書の写し（直近の登録の有効期間内に受講した研修の受講証明書に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、条例第11条第5項ただし書に規定する市長がやむを得ない理由があると認める場合は、前項第5号イの書類を添付することを要しない。

（一部改正〔平成17年規則95号・24年48号・令和2年20号〕）

(登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求)

第4条 条例第5条第3項の規定による交付又は閲覧の請求は、浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付請求書又は浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧請求書によってしなければならない。

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第5条第3項に規定する浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧は、経済環境局環境部環境保全課内において行う。

2 登録簿を閲覧することができる日は、福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とする。

3 登録簿を閲覧することができる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 市長は、前2項の規定にかかわらず登録簿の整理その他やむを得ない理由があると認めるときは、登録簿を閲覧することができる日又は時間を変更することができる。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、登録簿の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 登録簿を破り、若しくは汚し、又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 他の者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

（一部改正〔平成12年規則29号・15年73号・17年69号・19年6号・21年34号〕）

(登録証の再交付)

第6条 浄化槽保守点検業者は、登録証を破り、汚し、又は失ったときは、市長に登録証の再交付の申請をすることができる。

2 前項の申請は、浄化槽保守点検業者登録証再交付申請書を提出してしなければならない。

3 登録証を破り、又は汚した浄化槽保守点検業者が第1項の申請をする場合は、前項の申請書にその登録証を添付しなければならない。

4 浄化槽保守点検業者は、登録証の再交付を受けた後、失った登録証を発見したときは、5日以内に、これを市長に返納しなければならない。

(登録証の書換え)

第7条 浄化槽保守点検業者は、登録証の記載事項に変更があったときは、登録証の書換えの申請をしなければならない。

2 前項の申請は、浄化槽保守点検業者登録証書換え交付申請書に、従前の登録証を添付してしなければならない。

(登録証の返納)

第8条 净化槽保守点検業者は、登録の有効期間が満了したとき、又は条例第16条第1項の規定により登録を取り消されたときは、直ちに登録証を市長に返納しなければならない。

2 净化槽保守点検業者は、条例第16条第1項の規定によりその事業の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、直ちに登録証を市長に提出しなければならない。

(登録の拒否の通知)

第9条 条例第7条第2項（条例第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、净化槽保守点検業者登録拒否通知書によってするものとする。

(変更の届出)

第10条 条例第8条第1項の規定による届出は、変更があった日から30日以内に净化槽保守点検業者登録申請書記載事項変更届によって行わなければならない。この場合において、その変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）
- (2) 条例第4条第1項第2号又は第3号に掲げる事項の変更 登記事項証明書
- (3) 条例第4条第1項第5号に掲げる事項の変更 第3条第2号に掲げる書類
（一部改正〔平成17年規則95号・24年48号〕）

(廃業等の届出)

第11条 条例第9条の規定による届出は、同条各号のいずれかに該当することとなった日から30日以内に、净化槽保守点検業の廃業等届出書に登録証を添付して行わなければならない。

(登録の抹消の通知)

第12条 条例第10条第2項において準用する条例第7条第2項の規定による通知は、净化槽保守点検業者登録抹消通知書によってするものとする。

(営業所ごとに備えるべき器具等)

第13条 条例第11条第3項の規則で定める器具等は、次のとおりとする。

- (1) 净化槽本体及び附帯設備の保守点検に必要な器具
- (2) 保守点検時の衛生及び安全対策として必要な器具
- (3) 水質及び汚泥の試験に必要な器具
- (4) 分析試料の採取及びその運搬に必要な器具

(净化槽管理士証)

第14条 条例第12条第4項の規則で定める净化槽管理士証は、公益財団法人日本環境整備教育センターが発行する净化槽管理士証とする。

（一部改正〔平成24年規則39号〕）

(標識の掲示)

第15条 条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所の名称及び所在地
- (5) 営業区域
- (6) 営業区域を専任する净化槽管理士の氏名

2 条例第13条の標識は、净化槽保守点検業者登録票とする。

(帳簿の記載事項等)

第16条 条例第14条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 净化槽管理者の氏名及び浄化槽の設置場所
- (2) 建築物の名称及び用途
- (3) 净化槽の規模（処理対象人員）及び処理方式
- (4) 净化槽の製造業者名及び型式
- (5) 净化槽保守点検業務の受託契約の締結年月日
- (6) 净化槽管理者が清掃を委託している清掃業者名
- (7) 保守点検業務の実施年月日
- (8) 净化槽の改善事項及び指摘事項
- (9) 保守点検業務を実施し、又は監督した净化槽管理士の氏名

2 条例第14条に規定する帳簿は、次の各号に掲げる表題ごとに、毎月末までに、前月中における当該各号に掲げる事項について記載を終了していかなければならない。

(1) 净化槽保守点検業務の受託状況 前項第1号から第6号までに掲げる事項

(2) 净化槽保守点検業務の実施状況 前項第1号から第3号まで及び第7号から第9号までに掲げる事項

3 条例第14条に規定する帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間営業所ごとに保存しなければならない。

(登録の取消し等の通知)

第17条 市長は、条例第16条第1項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該取消処分を受けた者に対し、その旨を浄化槽保守点検業者登録取消通知書又は浄化槽保守点検業停止命令通知書により通知するものとする。

(浄化槽保守点検業務の報告)

第18条 市長は、条例第17条第1項の規定により、浄化槽保守点検業者に対し、1年度ごとに浄化槽保守点検業務の受託状況について及び1月ごとに浄化槽保守点検業務の実施状況について報告をさせるものとする。

2 前項の場合において、浄化槽保守点検業者は、浄化槽保守点検業務受託状況報告書を翌年度の4月10日までに、浄化槽保守点検業務実施状況報告書を翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

(立入検査職員の身分証明書)

第19条 条例第17条第3項の証明書は、別記様式による立入検査員証とする。

(書類の様式)

第20条 第2条の浄化槽保守点検業者登録申請書その他のこの規則（第19条を除く。）に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年広島県規則第62号。以下「県規則」という。）の規定により広島県知事に対してしている申請その他の行為で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則の相当規定により市長に対してした申請その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、この規則の施行の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する同日以後におけるこの規則の適用については、この規則に規定する様式によるものとみなす。

(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)

4 内海町及び新市町の編入（以下この項及び次項において「編入」という。）の際現に県規則の規定により広島県知事に対してしている申請その他の行為で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係ものは、この規則の相当規定により市長に対してした申請その他の行為とみなす。

（追加〔平成15年規則7号〕、一部改正〔平成17年規則37号〕）

5 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係ものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

（追加〔平成15年規則7号〕）

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

6 前2項の規定は、沼隈町の編入について準用する。

（追加〔平成17年規則37号〕）

(神辺町の編入に伴う経過措置)

7 附則第4項及び第5項の規定は、神辺町の編入について準用する。

（追加〔平成18年規則42号〕）

附 則（平成12年3月31日規則第29号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年1月31日規則第7号）

この規則は、平成15年2月3日から施行する。

附 則（平成15年3月27日規則第73号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日規則第37号）

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第69号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月28日規則第95号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第42号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月29日規則第34号）

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月4日規則第48号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成9年条例第59号）第3条第1項又は第3項の規定により登録又は更新の登録を受けている浄化槽保守点検業者については、当該登録又は更新の登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の第3条第1項第5号イの規定は、適用しない。

別記様式（第19条関係）

(表面)

第	号	6 セ ン チ メ ト ル
所 属		
職氏名		
年 月 日 生		
身 分 証 明 書		
<p>上記の者は、福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成9年条例第59号）第17条第3項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。</p>		
福山市長	印	年 月 日

(裏面)

<p>福山市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例抜き (報告の微収、立入検査等)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項に規定する立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--

(12) 福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例

平成7年6月27日

条例第36号

改正 平成9年3月21日条例第1号

平成17年12月20日条例第137号

令和3年12月22日条例第46号

(題名改称)

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱並びに路上喫煙を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全と良好な都市環境の形成を図り、あわせて資源の再生利用に資することを目的とする。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空き瓶その他の飲料を収納していた容器をいう。
- (2) たばこの吸い殻等 たばこ（たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。第3号において同じ。）の吸い殻、チューインガムの噛みかす、紙くずその他の散乱性の高い不要物をいう。
- (3) 路上喫煙 道路等（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他市長が必要と認める場所をいう。）において喫煙すること又は火がついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為を行うことを除く。
- (4) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内において勤務又は在学する者、旅行者その他の者をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。
- (6) 占有者等 土地の占有者又は管理者をいう。
- (7) 回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(市長の責務)

第3条 市長は、必要に応じ空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱並びに路上喫煙の防止に関する施策を立案し、これを実施するものとする。

2 市長は、市民等、事業者及び占有者等に対して空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱、路上喫煙の防止その他環境の美化意識の啓発に努めるとともに、必要と認めるときは指導又は助言を行うものとする。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(市民等の責務)

第4条 市民等は、空き缶等及びたばこの吸い殻等を散乱させないため、家庭外で自ら生じさせた空き缶等及びたばこの吸い殻等を持ち帰り、又は回収容器等に収容しなければならない。

2 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

3 市民等は、自ら身近な地域及び職場等における清掃活動等に参加するように努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域の清掃活動に努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

2 事業者は、その従業員に対して空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱、路上喫煙の防止その他環境の美化意識の啓発に努めるものとする。

3 空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱原因となるおそれのある物の加工、製造、販売等を行う者は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱防止を図るため、消費者に対して環境の美化意識の啓発に努めるとともに、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 容器入り飲料を製造する者は、当該容器の再生利用及び再資源化が可能な容器への転換に努めるものとする。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(占有者等の責務)

第6条 占有者等は、占有又は管理する土地及び建物並びにその周辺を常に清潔に保ち、占有又は管理する土地に空

き缶等及びたばこの吸い殻等が散乱しないよう努めるとともに、市の施策に協力するものとする。

(禁止行為)

第7条 市民等は、道路、河川、公園、港湾その他の公共の場所において、空き缶等及びたばこの吸い殻等をみだりに捨て、又は放置してはならない。

2 市民等は、第10条第1項の規定により指定された路上喫煙制限区域及び第11条第1項の規定により指定された路上喫煙特別制限区域内において、路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りではない。

3 犬の所有者又は占有者は、その飼養又は保管する犬が公共の場所を排せつ物により汚染するような行為を行った場合、当該排せつ物を適切に処理しなければならない。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(重点区域)

第8条 市長は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を重点的に防止する必要があると認める区域を美化推進重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

2 市長は、重点区域における空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱状況により、当該重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により重点区域を指定し、又は指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示するものとする。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(特別重点区域)

第9条 市長は、重点区域のうち、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱を特に重点的に防止する必要があると認める区域を美化推進特別重点区域（以下「特別重点区域」という。）として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、特別重点区域について準用する。

(追加〔令和3年条例46号〕)

(制限区域)

第10条 市長は、路上喫煙を防止するための措置を講ずる必要があると認める区域を路上喫煙制限区域（以下「制限区域」という。）として指定することができる。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、制限区域について準用する。

(追加〔令和3年条例46号〕)

(特別制限区域)

第11条 市長は、前条第1項に規定する措置を講ずるのみでは、路上喫煙防止の目的を達し得ないと認めるときは、制限区域の一部又は全部を路上喫煙特別制限区域（以下「特別制限区域」という。）として指定することができる。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、特別制限区域について準用する。

(追加〔令和3年条例46号〕)

(自動販売機の設置等の届出)

第12条 重点区域又は特別重点区域において自動販売機（規則で定める自動販売機を除く。以下同じ。）により容器入り飲料を販売しようとする者は、あらかじめ当該自動販売機ごとに、次に掲げる事項を所定の届出書により市長に届け出なければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 自動販売機の設置場所

(3) 自動販売機を設置した、又は設置しようとする年月日

(4) 回収容器の設置場所及び管理方法

(5) 回収容器の材質及び容積

(6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出者」という。）は、同項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届け出た自動販売機による容器入り飲料の販売を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を所定の変更届出書又は廃止届出書により、市長に届け出なければならない。

3 届出者は、第1項第2号、第4号又は第5号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ所定の変更届出書により、市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

第13条 自動販売機により容器入り飲料を販売している者は、当該自動販売機の設置されている区域が重点区域に指定されたときは、当該重点区域となった日から60日以内に、前条第1項に掲げる事項を市長に届け出なければならない

らない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による届出をした者について準用する。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(承継)

第14条 届出者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により届出者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を所定の承継届出書により、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(届出済証)

第15条 市長は、第12条第1項若しくは第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）、第13条第1項、同条第2項において準用する第12条第2項（廃止の届出に関する部分を除く。）又は前条第2項の規定による届出があったときは、その届出をした者に対し、所定の届出済証を交付するものとする。

- 2 前項の届出済証の交付を受けた者は、届出に係る自動販売機の見やすい所に届出済証を貼り付けておかなければならぬ。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(回収容器の設置及び管理)

第16条 自動販売機により容器入り飲料を販売する者は、当該自動販売機について、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、当該自動販売機の周辺に空き缶等を散乱させないよう適正に管理しなければならない。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(立入調査)

第17条 市長は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱又は自動販売機若しくは回収容器の設置及び管理の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱している土地又は自動販売機若しくは回収容器が設置されている土地に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(勧告)

第18条 市長の指定する職員は、第7条第1項又は第3項の規定に違反した者に対し、適正な処理をすべきことを勧告することができる。

- 2 市長の指定する職員は、第7条第2項の規定に違反した者に対し、路上喫煙をしないよう勧告することができる。

- 3 市長は、第12条、第13条又は第14条第2項の規定による届出をしない者に対し、届出をするよう勧告することができる。

- 4 市長は、重点区域又は特別重点区域において自動販売機により容器入り飲料を販売している者が、第16条の規定に違反しているときは、その者に対し回収容器を設置し、又はこれを適正に管理すべきことを勧告することができる。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(関係法令の活用)

第19条 市長は、空き缶等及びたばこの吸い殻等の散乱並びに路上喫煙を防止するため、関係法令の効果的な活用を図るものとする。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(一部改正〔令和3年条例46号〕)

(罰則)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 特別重点区域内において、空き缶等及びたばこの吸い殻等をみだりに捨て、又は放置した者
(2) 特別制限区域内において、路上喫煙をした者

(追加〔令和3年条例46号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。

(一部改正〔平成17年条例137号〕)

(神辺町の編入に伴う経過措置)

- 2 神辺町の編入の日前に神辺町空き缶等の散乱防止に関する条例（平成11年神辺町条例第24号）第9条、第10条又は第11条の規定によりされた勧告、命令又は公表は、この条例の相当規定によりされた勧告、命令又は公表とみなす。

(追加〔平成17年条例137号〕)

附 則（平成9年3月21日条例第1号抄）

(施行期日)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成17年12月20日条例第137号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日条例第46号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の第15条第2項又は第3項の規定による勧告を受けた者に対する改正前の第16条及び第17条の規定の適用については、なお従前の例による。

(13) 福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例施行規則

平成7年9月29日

規則第33号

改正 令和3年12月22日規則第56号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、福山市空き缶等の散乱防止等及び環境美化に関する条例（平成7年条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔令和3年規則56号〕）

(重点区域等の告示事項)

第2条 条例第8条第3項（条例第9条第2項、第10条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 重点区域、特別重点区域、制限区域又は特別制限区域の名称及び区域
- (2) 重点区域、特別重点区域、制限区域又は特別制限区域を指定し、又は指定を変更し、若しくは解除した年月日
- (3) その他必要な事項

（一部改正〔令和3年規則56号〕）

(届出を要しない自動販売機)

第3条 条例第12条第1項に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。

- (1) 囲障により囲まれた敷地に設置される自動販売機
- (2) 建築物の内部に設置される自動販売機で、当該建築物に立ち入らなければ利用することができないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

（一部改正〔令和3年規則56号〕）

(届出を要しない設置場所の変更)

第4条 条例第12条第3項ただし書に規定する軽微な変更とは自動販売機の設置場所に係る変更で、同条第1項第2号の規定により届け出た設置場所から10メートル以内の場所への変更とする。

（一部改正〔令和3年規則56号〕）

(回収容器)

第5条 条例第16条に規定する回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で空き缶等を回収するためには適切な場所に設置しなければならない。

2 前項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 材質 金属又はプラスチック製等で容易に破損しないもの
- (2) 容積 空き缶等の収容に適したもの

（一部改正〔令和3年規則56号〕）

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（令和3年12月22日規則第56号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(14) 福山市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

平成16年6月30日
規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成14年政令第389号。以下「政令」という。）及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号。以下「共同省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(引取業者登録通知)

第2条 法第44条第2項（法第46条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、引取業者登録・変更登録通知書により行うものとする。

（追加〔平成16年規則50号〕）

(フロン類回収業者登録通知)

第3条 法第55条第2項（法第57条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、フロン類回収業者登録・変更登録通知書により行うものとする。

（追加〔平成16年規則50号〕）

(解体業許可証の再交付)

第4条 解体業者は、共同省令第56条に規定する許可証（以下「解体業許可証」という。）を破り、汚し、又は失ったときは、解体業許可証再交付申請書により市長に解体業許可証の再交付を申請することができる。

2 前項の解体業許可証再交付申請書には、解体業許可証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている解体業許可証を添付しなければならない。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(解体業許可証の返納)

第5条 解体業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に解体業許可証を返納しなければならない。

(1) 解体業許可証の再交付を受けた者が、失った解体業許可証を発見したとき。

(2) 事業の全部を廃止したとき。

(3) 法第60条第1項の許可（同条第2項の許可の更新を含む。）を取り消されたとき。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(準用)

第6条 前2条の規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第4条第1項中「第56条」とあるのは「第61条」と、同項及び同条第2項中「解体業許可証」とあるのは「破碎業許可証」と、「解体業許可証再交付申請書」とあるのは「破碎業許可証再交付申請書」と、前条中「解体業許可証」とあるのは「破碎業許可証」と、同条第3号中「第60条第1項」とあるのは「第67条第1項」と読み替えるものとする。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(廃業等の届出)

第7条 法第48条（法第59条において準用する場合を含む。）又は法第64条（法第72条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業廃業等届出書により行うものとする。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(書類の提出部数)

第8条 共同省令第58条及び第64条の届出書並びに引取業・フロン類回収業・解体業・破碎業廃業等届出書は、正副本2通（添付書類は1通）を提出しなければならない。

（一部改正〔平成16年規則50号・19年16号〕）

(書類の様式)

第9条 第2条の引取業者登録通知書その他のこの規則に規定する書類は、市長が別に定める様式による。

（一部改正〔平成16年規則50号・19年16号〕）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。

（一部改正〔平成16年規則50号〕）

(沼隈町の編入に伴う経過措置)

2 沼隈町の編入（以下この項及び次項において「編入」という。）の際現に使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則（平成16年広島県規則第27号。以下「県規則」という。）の規定により広島県知事に対してしている申請で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則の相当規定により市長に対してした申請とみなす。

（追加〔平成16年規則50号〕）

3 編入の際現に県規則に規定する様式により使用されている書類で、編入の日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この規則に規定する様式による書類とみなす。

（追加〔平成16年規則50号〕）

（神辺町の編入に伴う経過措置）

4 前2項の規定は、神辺町の編入について準用する。

（追加〔平成18年規則63号〕）

附 則（平成16年12月18日規則第50号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項に見出しを付し、附則に2項を加える改正規定は、同年2月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日規則第63号）

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(15) 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例

令和6年3月18日
条例第2号

(目的及び設置)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条第1項に規定する合理化事業（以下「合理化事業」という。）の計画を策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、意見を答申する。

- (1) 合理化事業に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、当該諮問に係る意見を答申したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

8 用語解説

1 環境全般

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準をいう（環境基本法第16条）。

現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音、土壤汚染及び地下水の水質の汚濁に係る環境基準が定められている。

総量規制

一定の地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対して汚染物質の許容排出量を割り当て、この量をもって規制する方法をいう。

ダイオキシン類 (Dioxins)

有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) やポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナー-PCBの総称である。ごみの焼却などにより非意図的に生成する。塩素原子の数と位置により種類が変わり、このうち2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラジオキシン(2、3、7、8-TCDD) の毒性が最も強い。これに換算した毒性を通常 pg-TEQ/m³で表す。

単位	• mg (ミリグラム)	10^{-3} g (千分の1グラム)
	• μ g (マイクログラム)	10^{-6} g (100万分の1グラム)
	• ng (ナノグラム)	10^{-9} g (10億分の1グラム)
	• pg (ピコグラム)	10^{-12} g (1兆分の1グラム)

2 脱炭素社会の構築（気候変動対策）

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策推進法では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスとして排出削減対象となっている。

気候変動枠組条約

「気候変動に関する国際連合枠組条約」の略称で、気候系に対して、危険な人為的干渉を及ぼすことにならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とした条約。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量をできるだけ削減する努力をした上で、それでも削減が困難な部分の排出量について、「吸収」又は「除去」することにより、全体としてゼロにすること。

クールシェア (COOL SHARE)

一人一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアするもの。環境省が、冷房時の室温28°Cでも快適に過ごせるライフスタイルCOOLBIZからより一步踏み込んだ更なる軽装の奨励、勤務時間の朝型シフトといったSUPERCOOLBIZの一環として、呼びかけている。

グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両も含めた総称。(略称：グリスロ)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に基づき、エネルギー消費性能の一層の向上に資する建築物の新築等の計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画を認定するもの。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのように、一度利用しても比較的の短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーをいう。

長期優良住宅認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の建築・維持保全に関する計画が基準に適合する場合、その計画を認定するもの。

低炭素建築物新築等計画認定

「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、市街化区域等内において、低炭素化に資する建築物の新築等の計画が一定の誘導基準に適合している場合、その計画を認定するもの。

パリ協定

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、「京都議定書」に代わる、2020年（令和2年）以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。歴史上初めて、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追及すること」や全ての国の参加、5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組、適応計画プロセスや行動の実施等を規定した。

3 循環型社会の構築

浄化槽

浄化槽は、排水中のBOD除去率は90%以上、放流水のBODは日平均20mg/L以下であり、公共下水道と同程度の処理能力を有するため、生活排水対策として有効である。本市では、公共下水道などの整備予定がない区域で、みなしえ浄化槽又はくみとり便所を廃止し、同一敷地内に小型浄化槽を設置する方に対して要する費用の一部を補助する制度を設け、設置を推進している。

みなしえ浄化槽

し尿のみを処理する既設単独処理浄化槽のこと。浄化槽法の改正により、2001年（平成13年）4月1日以降は新設が禁止されている。みなしえ浄化槽は、処理能力が劣るとともに、生活雑排水を処理せず放流することから、生活排水対策の中でも重要な課題となっており、浄化槽（合併処理）への転換を推進している。

RDF（ごみ固体燃料 Refuse Derived Fuel）

可燃ごみのほぼ50%を占める水分を乾燥し、石灰を混合して圧縮成形し円柱状に固体化したものである。石炭と同程度の熱量を持ち、発電燃料として燃焼することにより、ダイオキシン類などの有害物質を低く抑えることができる。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）といった、頭文字を同じくする3つの環境政策手法の総称。

4 地域環境の保全

芦田川きれい☆きれいプロジェクト

芦田川環境マネジメントセンター（AEMC）が展開する河川水質浄化に向けた各種活動の総称。主な活動内容として、「河川浄化チャレンジ月間」「川の健康診断」「水辺の学び舎」などがある。

石綿（アスベスト）

天然に産する繊維状の鉱石。熱や摩擦に強いので、耐火材、石綿織物、石綿セメント、ガスケット、自動車のクラッチ板、ブレーキライニングなどに用いられていた。

高濃度のアスベストを吸い込むと、石綿肺や肺癌及び悪性中皮腫になることがわかっている。現在、大気環境保全、労働安全衛生の面から法的規制が行われている。

環境アセスメント（環境影響評価）

一定の大規模な開発を行う場合において、開発に伴う環境への影響の程度と範囲及びその防止策、代替案の比較検討を含め、予測と評価を行う総合的な事前評価のことをいう。

健康項目

水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準に定められているカドミウム等27項目である。これらの物質は、慢性あるいは、急性毒性が強く、人の健康を阻害する物質である。

生活環境項目

水質汚濁に係わる環境基準のうち生活環境の保全に関する環境基準に定められている項目を指し、河川の場合は、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数で、海域の場合は、pH、COD、DO、窒素、燐、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質である。

富栄養化現象

海域などに流入する窒素・燐などの栄養塩類及び有機物などにより内湾などで微細藻類・植物性プランクトンなどを主とする微生物が著しく増殖し、水中の有機物が増大し、さらに深層での酸素不足などを生じさせ、水質環境を悪化させる現象である。

面的評価

測定地点における測定結果によって適合状況を把握する方法（点的評価）に加えて、主要幹線道路における様々な道路条件、沿道条件を基に、道路交通騒音の環境基準達成状況を戸別建物ごとに評価を行う方法である。

BOD（生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量でmg/Lで表す。数値が大きいほど水はよごれていることを示す。

COD（化学的酸素要求量 Chemical Oxygen Demand）

水中の汚濁物質を酸化剤で酸化するとき消費される酸素の量でmg/Lで表す。数値が大きいほど水は汚れていることを示す。

dB（デシベル）（騒音）

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさ

は、物理的に測定した騒音の強さに、周波数ごとの聴感補正を加味して、dBで表す。

実際には、騒音計のA特性(聴感補正)で測定した値を騒音レベルとしてdBで表示する。

※1993年（平成5年）の計量法の改正により、ホン（A）からdBになり、騒音レベルは通常A特性によって測定されるため（A）と表記していたところをdB（A）と表す。

dB（デシベル）（振動）

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味してdBで表す。

PFAS (Per-and poly Fluoro Alkyl Substances、通称ピーファス)

PFASとは、主に炭素とフッ素からなる化学物質で、1万種類以上の物質があるとされ、撥水・撥油性、熱・化学的安定性等の物性を示すものは、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。

PFASの一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフオス）・PFOA（ペルフルオロオクタン酸、通称ピーフォア）は、いずれも難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質を持つため、日本国内では、PFOS・PFOAをそれぞれ2010年（平成22年）・2021年（令和3年）に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）の第一種特定化学物質に指定し、製造・輸入等を原則禁止した。

ppm (parts per million)

100万分の1を表す単位で、濃度や含有率を示す容量比、重量比のことである。1ppmとは、たとえば空気1m³中に1cm³の硫黄酸化物が含まれている状態をいう。なお、ppmCとは、炭化水素の濃度を炭素の濃度に換算して100万分の1で表した単位である。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度

有害性のある化学物質の排出、移動量を把握、集計、公表する制度。対象事業者は年に1度、行政機関に届出を行わなければならない。行政機関は、この届出情報を整理、集計し、家庭などから排出される化学物質の量を推計したデータと併せて公表している。

75%値

年間の日平均値の全データを、その値の小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目のデータ値（nは測定日数）である。たとえば、全データが100あれば小さいものから75番目の値が75%値となる。この値を環境基準と比較し、水質汚濁の程度を判断する。

5 自然共生社会の構築

スイゲンゼニタナゴ

全長5cmほどの小型のタナゴ類で、イシガイ科の淡水二枚貝のエラに産卵し、我が国においては、現在、岡山県および広島県の山陽地方の河川にのみ生息している。環境省は「日本の絶滅のおそれのある野生動物」（レッドデータブック）をまとめ、スイゲンゼニタナゴを絶滅危惧種に選定した。1994年（平成6年）、広島県は「野生生物の種の保護に関する条例」で、本種を指定野生生物に指定した。また、2002年（平成14年）には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で定める国内希少野生動植物に追加された。

生態系サービス

人々が生態系から得ることのできる便益のことで、食料、水、木材、繊維、燃料などの「供給サービス」、気候の安定や水質の浄化などの「調整サービス」、レクリエーショ

ンや精神的な恩恵を与える「文化的サービス」、栄養塩の循環や土壌形成、光合成などの「基盤サービス」などがある。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき作成する、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国 の基本的な計画。

6 持続可能な社会を担う人づくり

こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加でき、地域の中で楽しみながら、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブのこと。